

平成27年9月宮崎県定例県議会
決算特別委員会（平成26年度決算）
総務政策分科会会議録

平成27年10月2日・5日～6日

場 所 第2委員会室

平成27年10月2日(金曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第23号 平成26年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

○報告事項

・平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率について

出席委員(7人)

主	査	清	山	知	憲
副	主	査	島	田	俊
委	員	坂	口	博	美
委	員	丸	山	裕	次
委	員	満	行	潤	一
委	員	新	見	昌	安
委	員	来	住	一	人

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	成	合	修
危機管理統括監	金	丸	政
総務部次長 (総務・職員担当)	柳	田	俊
総務部次長 (財務・市町村担当)	田	中	保
危機管理局長 兼危機管理課長	郡	司	宗
部参事兼総務課長	菓子野	信	男
防災拠点庁舎整備室長	丸	田	勉
部参事兼人事課長	片	寄	元
行政経営課長	吉	村	久

財政課長	阪	本	典
税務課長	高	林	宏
部参事兼市町村課長	平	原	利
総務事務センター課長	中	原	順
消防保安課長	都	原	誠

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼	川	真
総務課主任主事	日	高	真

○清山主査 ただいまから決算特別委員会総務
政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります、
分科会の日程については、お手元に配付の日程
案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、そのように決定いたし
ます。

次に、本日開催されました主査会における協
議内容について御報告いたします。

お手元の分科会審査説明要領により行います
けれども、決算事項別の説明は、「目」の執行残
が100万円以上のもの及び執行率が90%未満の
ものについて、また、主要施策の成果は、主な
ものについて説明があると思いますので、審査に
当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた
場合については、ほかの分科会との時間調整を
行った上で、質疑の場を設けることとする旨確
認がなされましたので、よろしく願いいたし
ます。

最後に、審査の進め方についてでございます
が、総合政策部のみ、6課と4課の2班編成と
し、班ごとに説明及び質疑を行い、最後に全体
の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時4分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

平成26年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○成合総務部長 それでは、今回御審議いただきます平成26年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書及び平成26年度決算特別委員会資料により御説明いたします。

まず最初に、平成26年度一般会計決算の概要について御説明いたします。

お手元に配付の主要施策の成果に関する報告書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

決算総括の表にございますように、平成26年度の決算額ですが、歳入が5,856億3,588万9,000円、歳出が5,739億2,639万1,000円となっております。この歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、117億949万8,000円となっております。

また、この形式収支から、その下の平成27年度へ繰り越すべき財源であります58億4,879万2,000円を差し引いた実質収支は、58億6,070万6,000円の黒字となっております。

なお、前年度の実質収支との差であります単年度収支につきましては、36億7,076万8,000円の黒字となっております。

26年度の決算の特徴といたしまして、表の下のほうに記載してございますが、決算規模につきましては、国の経済対策、繰越事業の減によ

りまして、歳入・歳出とも前年度を下回っている状況でございます。

また、次の歳入におきましては、県税等の自主財源の確保などに努める一方で、歳出におきまして、予算の効率的・重点的な配分を行い、また、徹底した経費の節減に努めたところであります。

次に、お手元に配付しております平成26年度決算特別委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

総合計画に基づく総務部の施策体系につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、施策の柱となっております連携・協働による魅力ある地域づくりについてであります。この2つ目の市町村地域づくり支援資金貸付では、防災・減災対策や行財政改革などに取り組む市町村等に対しまして無利子貸し付けを行ったところであります。

次に、その下の危機管理体制の確保についてであります。自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、まず、減災力強化支援では、避難場所等の整備に対する助成などを行い、大規模災害に対する備えの充実・強化を図ったところであります。

次に、2つ飛びまして、新規事業の学んで備えて命を守る！減災力強化総合啓発でございますが、宮崎県防災の日フェアの開催などによりまして、県民の防災意識の向上を図ったところであります。

次に、新規事業の総合防災訓練強化でございますが、10月に南海トラフ巨大地震・津波に対応した実践的な県総合防災訓練を延岡市などで実施いたしまして、関係機関の連携や体制の充実を図ったところであります。

次に、1つ飛びまして、新総合防災情報ネッ

トワーク整備でございますが、防災行政無線設備のデジタル化によりまして、総合防災情報ネットワークの信頼性の向上や機能の強化に努めたところであります。

次に、11ページをごらんください。

総務部の平成26年度歳出決算の状況についてであります。合計の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、2,641億8,248万6,486円、支出済額2,627億4,691万7,948円となっております。この結果、翌年度への繰越額が3億7,800万円となっております、不用額は10億5,756万8,538円となりまして、執行率は99.5%であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。資料の33ページをお開きいただきたいと存じます。平成26年度総務部に係る監査での指摘状況を一覧にしております。このうち、指摘事項2件につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

また、お手元の平成26年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、1件の意見・要望事項がありました。これにつきましても、後ほど、税務課長から御説明させていただきます。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局长及び担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○阪本財政課長 それでは、26年度の決算の概要について御説明いたします。

委員会資料1ページにお戻りください。

一般会計歳入決算の状況でございます。まず、歳入増減の主な内容でございますが、県税につ

きまして、26年度の決算額が855億3,100万円余となっております、対前年度比で26億700万円余、率にして3.1%の増となっております。

また、地方消費税清算金につきましては、252億5,700万円余、前年度比44億1,300万、21.2%の大幅な増となっております。詳細につきましては、後ほど、税務課長から御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

地方譲与税でございます。決算額222億2,000万円余、対前年度比31億5,300万円余、16.5%のプラスとなっております。増減の主なものとしまして、地方法人特別譲与税がございます。これは法人税に一部かわるものでございますが、景気好転等によりまして、地方法人特別税そのものの全体の増収によりまして、国からの配分額がふえまして、この額が33億6,000万円余の増となっております。

1つ飛びまして、地方交付税でございます。決算額が1,872億7,500万円余、増減額としまして21億2,900万円余、1.2%の増となっております。交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございます、特別交付税につきまして若干のマイナスとなっております。普通交付税につきまして22億円余の増、これは、いずれも全国総額の増減に伴いまして、本県への配分額が増減しているものでございます。

1つ飛びまして、分担金及び負担金19億1,600万円余、対前年度比で6億7,400万円余、26.0%のマイナスとなっております。これは事業執行に伴いまして、内容としましては、土地改良事業負担金・分担金、それから土木の直轄港湾事業負担金、この事業の減によりまして、それぞれ分担金・負担金が減となったものでございます。

次の使用料及び手数料87億9,500万円余、前年度比9億4,700万円余、12.1%の増となっております。この中で一番大きいものは教育使用料、いわゆる高等学校の授業料でございます。平成25年度までが、いわゆる高等学校授業料の無償化ということで、これを廃止しておりましたが、26年度から再度有料化いたしますが、その同額を国から就学支援金として交付するという制度に変わりまして、1学年度分、毎年度、新入学生から有料化ということになっておりまして、1学年分の8億9,100万円余が増となったものでございます。

3ページをごらんください。

国庫支出金803億9,300万円余、対前年度比251億9,000万円余、23.9%のマイナスとなっております。中身としまして、国庫補助金の欄をごらんください。442億3,500万円余の決算、対前年度比で230億3,900万円、率にして34.2%のマイナスとなっております。これは主に、25年度に国の経済対策等によりまして、さまざまな事業それから交付金事業等が行われました。それがなくなった関係で大きな額の減となっているところでございます。

次の財産収入でございます。決算額12億4,500万円余、対前年度比3億5,300万円、22.1%のマイナスとなっております。これは、増減の主なものの欄の財産売り払い収入、これは県有財産、普通財産の土地、建物等を売却した結果でございますけれども、実績として4億900万円余の減額となったものでございます。

4ページをごらんください。

繰入金でございます。409億1,500万円余、前年度比79億4,300万円、16.3%のマイナスとなっております。主なものとしまして、基金の繰入金、これは国の交付金を活用しまして、各種基

金を積み立てまして、そこからの繰入金でいろんな事業を行いました。この各種基金活用事業が減となりまして減となったものでございます。

次の繰越金でございます。決算額149億9,800万円余、前年度比46億5,700万円余、45%の増となっております。これは明許繰越の財源がふえたものでございます。明許繰越そのもの、事業費そのものは、前年度比減となっておりますが、そのうち繰り越し、いわゆる既収特財と言われている収入済みの財源は25年度に比べて多かったということで、この繰越財源が増となっておりますものでございます。

1つ飛びまして、県債678億9,600万円余、前年度比87億5,600万円、11.4%の減となっております。小さいところで各種事業の減もございまして、一番大きいところは一番下、臨時財政対策債59億1,900万円余の減となっております。これは、先ほど申し上げました地方交付税と合わせまして、トータルではマイナスとなっておりますが、これは景気回復による税収増、それから消費税の増によりまして、一般財源の収入増がありましたので、その分、臨時財政対策債が減となっているものでございます。

次に、5ページをごらんください。収入未済額の状況でございます。いわゆる26年度に入るべき収入が入らなかった額でございますが、一番左下、24億7,300万円余の未済額となっております。その隣の25年度と比較していただきますと、そのさらに右欄、増減の欄で3億600万円余のマイナスとなっております。収入未済額の圧縮に取り組んだ結果、わずかではございますが、対前年度比で圧縮できたところでございます。

しかしながら、まだまだこの多額の収入未済

額があるところがございますので、滞納整理等計画的な未済額の圧縮に今後とも努めてまいりたいと考えております。

6ページをごらんください。

3つのグラフを掲載させていただいております。一番上のグラフが、県債の発行額、それから県債残高の推移でございます。縦の棒グラフが毎年度の県債発行額でございます。色のない白い部分の棒、これが通常、その他の県債と書いてありますけれども、臨時財政対策債を除く、いわゆる通常の起債でございます。この額につきましては、平成10年度以降、若干の増減ございますが、右肩下がりでも額を抑制をしているところでございます。

しかしながら、この網かけのある平成13年度以降、臨時財政対策債がなかなか減っておりませんで、ある程度の県債発行はやむを得ないところでございますが、この折れ線グラフの下の方の折れ線グラフ、これが県債残高でございます。臨時財政対策債等を除く通常の起債の残高につきましては、15年度以降減少を続けておりまして、財政の健全化に努めているところでございます。

それから、真ん中のグラフ、県債残高と財政関係2基金の残高、この財政関係2基金というのが、いわゆる貯金の部分、県の財政の貯金に当たる部分でございます。縦の棒グラフが県債残高を示しております。上の折れ線グラフとリンクしているところでございますが、ごらんいただいたらわかるように、通常債、白い部分の棒グラフにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、15年度以降減少しておりますが、やはり網かけの部分、臨時財政対策債が累増しておりまして、ようやくここ2年ほどで、若干ではございますが、県債残高、トータルでも減

少傾向になったところがございます。

一方、この折れ線グラフが財政関係2基金、いわゆる貯金の部分でございます。平成4年度以降、若干の増減はございますが、ずっと減り続けております。財政改革の計画、4期目になりますけれども、これによりまして、これは私の個人的な考えであります、これを何とか500億円程度を維持できれば、持続可能な財政運営が可能かなと考えておりますが、ここ数年、まだ若干の微減傾向にございますので、今後とも、この財政関係2基金の残高を堅持できるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

一番下のグラフ、経常収支比率の推移でございます。経常収支と申しますのが、例えば人件費ですとか、どんなことがあっても経常的に支出が必要となる経費、逆に言いますと、政策的ではない、経費の比率でございます。したがって、この比率が高いと、財政が硬直化しているということになります。

平成3年度は60%台であったこの経常収支比率が、経済対策によりまして県債発行を続けた結果、公債費の伸びとともに経常収支比率がずっと右肩上がりでもふえております。しかしながら、平成19年度、20年度以降は微減ではありますけれども、この経常収支比率が減少傾向にございまして、26年度の決算の結果は91%となるところでございます。22年度につきましては、一瞬減っておりますが、これは口蹄疫の関係で特例的に減っております。それから、前年度、25年度が90.5ということで、ちょっと見た目に悪化しているように見えますが、この90.5%につきまして後ほども御説明いたしますが、東日本大震災の対策の財源を捻出するために、公務員の人員費につきまして特例減額、平均で6%程度給

与のカットを行いました。そのカットした分で復興財源に充てたわけですが、その関係で人件費が若干抑制されました。その関係で特例的に25年度が減ったものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

地方公共団体財政健全化法に基づく報告ということで、監査委員の審査意見書の抜粋により作成しているものでございます。

まず、1の(1)総合意見としまして、まずこの健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものとお認めいただいております。表の中でございますが、赤字、上2つはございません。③の実質公債費比率、いわゆる毎年の借金の返済がどれだけの割合であるかという数字でございまして、26年度決算が16.7、前年度に比べますと0.4ポイント、これもよいといいたいでしょうか、改善されてるところでございます。

また、将来負担比率、これは借金といいたいでしょうか、負債全体の占める財政規模に対する割合が132.1、これにつきましても7.5ポイント、これも改善されてるところでございます。

(3)のところでは是正改善を要する事項について、特に指摘すべき事項はないということでございます。

それから、2番目、平成26年度決算に基づく宮崎県資金不足比率審査意見の欄でございますが、これにつきましては資金不足はありませんので、隣のページ、3のところ、特に指摘すべき事項はないということでございます。

3の参考の欄に指標の推移を示しております。先ほど申し上げました実質公債費比率、借金の返済額の占める割合につきまして、23、24、25、これが17.1ということで、ここ数十年ではこれがピークでございました。今後は恐らく、ここ

が全体的に減少傾向に向かうものと推計をしております。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書をごらんください。1ページは先ほど部長が御説明申し上げました。2ページにつきましては、決算委員会の資料で先ほど御説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は省略いたします。

3ページ、歳出決算の概要の款別をごらんください。増減の率の大きい主なものを御説明いたします。下にも特徴として文字で書いておりますけれども、上から2番目の総務費につきましては、地域経済活性化・雇用創出臨時基金——いわゆる元気交付金の基金でございます——の積立金の減によりまして、対前年度比34.5%の減となっております。

2つ飛びまして、労働費につきましても、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積立金の減によりまして、マイナスの49.0%でございます。

飛びまして、下から4つ目、災害復旧費でございますが、平成26年度は川南町の平田川が氾濫し、堤防が一部決壊するなど、現年災がございましたので、前年度比38.0%の増となっております。

下から2番目の諸支出金につきましては、消費税増税に伴います地方消費税交付金の増によりまして、対前年度比14.8%の増でございます。

4ページをごらんください。性質別内訳でございます。

まず、義務的経費につきましては、対前年度比0.9%の増でございますが、内訳としましては、人件費が2.5%の増、これは先ほど申し上げた25年度が特例減額によりまして、25年度が減っていたことによるものでございます。

投資的経費につきましては、総額で0.8%の増

でございます。内訳としまして、普通建設事業費、補助事業費は10.7%の減でございますが、単独事業それから直轄事業負担金の増によりまして、トータルでは0.3%の増となったところでございます。

その他の経費につきましては、積立金の欄が大幅な減となっておりますが、国からの交付金を財源とした基金積み立ての減によりまして、対前年度比56.2%の減となったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高林税務課長 県税及び地方消費税清算金の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料7ページをお開きください。

平成26年度の県税歳入決算は、最終予算額841億9,000万円に対しまして、調定額が876億304万円、収入済額が855億3,136万8,000円となっております。収入済額は、前年度比103.1%となっており、その右の欄C-Aにありますように、13億4,136万8,000円の増となっております。

その右側に行きまして、不納欠損額は1億9,786万5,000円、還付未済額は13万1,000円でございます。収入未済額につきましては、18億7,393万7,000円となっており、昨年度より2億4,830万円ほど圧縮しております。徴収率につきましては97.6%で、前年度より0.4ポイントほど上昇しております。

次に、各税目の増減について御説明いたします。資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

県税収入全体では、表の中ほど、増減の欄のところにありますように、昨年度と比較いたしまして、金額で26億794万5,000円、率にしまして3.1%の増となっております。

それでは、主な税目の増減理由について御説明いたします。

まず、県民税のうち個人県民税につきまして、市町村が市町村民税と一緒に賦課徴収しております均等割及び所得割、県が課税いたします株式会社等からの配当に課税する配当割、株式の譲渡所得に課税します株式等譲渡所得割の3つがございます。26年度は25年度と比較いたしますと、5億6,151万1,000円の増となっております。これは、配当割及び株式等譲渡所得割の税率が3%から5%に改正されたことや、景気の好転に伴い企業収益が伸びたことによる株式等の配当がふえたこと、加えまして、均等割、所得割につきましては、特別徴収の推進等により増となったものでございます。

次に、法人県民税についてでございます。法人県民税は4億9,669万2,000円の増となっております。これは、製造業及び建設業等の業績が好調に推移したことによるものでございます。

次に、中ほどの事業税のうち法人事業税につきましては、18億9,026万2,000円の増となっております。これは、法人県民税と同様に、製造業及び建設業等の業績が好調に推移したことなどによるものでございます。

その下の地方消費税につきましては、10億9,358万8,000円の増となっております。これは、地方消費税の税率が平成26年4月1日から1%から1.7%に改正されたことによるものでございます。

次の不動産取得税につきましては、1億5,777万2,000円の減となっております。これは、大規模建築物や不動産取引の減少等によるものと思っております。

次に、自動車税につきましては、1億7,967万7,000円の減となっております。これは、課税

台数の減少によるものでございます。

また、自動車取得税につきましても、6億7,061万8,000円の減となっております。これは、平成26年4月1日から自動車取得税の税率が、自家用車につきましても5%から3%に、軽自動車につきましても3%から2%に引き下げられたことに加えまして、エコカー減税の非課税対象者の登録が伸びたことによりまして、課税対象台数が減少したこと等の影響によるものでございます。

次に、軽油引取税につきましても、2億8,241万6,000円の減となっております。これは、ディーゼル車保有台数の減少に加えまして、公共工事の減少、それと輸送量の減少等によりまして軽油の消費が減少したことによるものでございます。

その他の税目については、記載のとおりでございます。

最後に、地方消費税清算金についてでございます。

地方消費税清算金につきましては、全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために都道府県間で清算を行うものでありますが、平成26年度の清算金収入は252億5,752万7,000円と、25年度に比べまして、金額にして44億1,330万4,000円の増、率にして21.2%の増となっております。これは、地方消費税の税率が、平成26年4月1日から1%から1.7%に改正されたこと等による増でございます。

説明は以上でございます。

○菓子野総務課長 それでは、総務課の歳出決算状況について御説明いたします。

特別委員会資料11ページをお開きいただきたいと思います。

総務課の決算額は、予算額12億720万9,000円に対しまして、支出額は11億7,379万7,105円でございます。この結果、不用額は3,341万1,895円、全体の執行率は97.2%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。12ページをお願いいたします。

まず、(目)一般管理費の不用額237万8,805円でございます。これは、本年5月に実施されました行啓行事の事前調査に係る経費や政策調整研究費の執行残でございます。

次に、(目)文書費の不用額460万1,874円であります。これは、当該が集中管理しております文書等の郵便・小包送料、各種印刷機器類の保守管理に伴う経費の執行残でございます。

次のページでございます。(目)財産管理費の不用額2,581万6,636円でございます。

主な内容を申し上げます。需用費832万380円は、本庁舎・各総合庁舎・特別公舎等で使用する光熱水費等の執行残でございます。

委託料1,176万9,571円は、庁舎の維持管理に要する経費、未利用財産の処分に伴う調査・測量経費等の執行残でございます。

負担金・補助及び交付金の不用額404万486円でございますが、これは、企業局庁舎に係る知事部局所管分の庁舎管理費負担金、これが見込みよりも少なかったことによる執行残でございます。

最後になりましたけれども、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はございません。

総務課の説明は以上でございます。

○片寄人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算委員会資料の11ページに戻っていただきたいと思います。

人事課の計は、予算額41億9,917万8,000円、支出済額39億5,362万1,154円、不用額2億4,555万6,846円、執行率は94.2%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。14ページをお願いいたします。

(目) 一般管理費でございますが、不用額は6,317万7,123円でございます。執行率は95.1%となっております。その主なものといたしましては、職員手当等の不用額5,782万5,935円でございます。この職員手当等につきましては、主に各課で予算計上しております時間外勤務手当が、当該年度の業務の都合により、不足する事態となった場合の調整のための予算を人事課で一括計上しているものでございます。

26年度につきましては、12月に延岡市北川町や宮崎市高岡町で鳥インフルエンザが発生したため、給与費を流用いたしまして、時間外手当を確保いたしましたが、結果的にその後の発生がなかったこと等による執行残でございます。

次に、(目) 人事管理費でございます。不用額は1億8,237万9,723円、執行率93.7%となっております。その主なものといたしましては、職員手当等の不用額1億7,796万3,599円でございます。これは、退職手当について退職者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○吉村行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお願いいたします。

行政経営課計は、予算額1億841万9,000円、支出済額1億734万8,994円、不用額107万6円で、

執行率は99.0%となっております。

詳細につきましては、資料の15ページのほうになりますが、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

行政経営課は以上でございます。

○阪本財政課長 資料の11ページにお戻りください。

予算額1,129億600万円余、支出済額1,124億8,600万円余、執行率が99.6%でございます。それから、11ページの特別会計につきましては、予算額1,104億9,900万円余、支出済額1,104億9,800万円余、執行率99.9%でございます。

19ページをごらんください。

今申し上げました一般会計、それから公債管理特別会計を合計いたしまして、19ページの財政課の計といたしまして、2,234億600万円余の予算額に対しまして、支出済額2,229億8,500万円余、不用額が4億2,100万円余、執行率が99.8%でございます。

16ページをごらんください。主なものについて御説明いたします。

まず、(目) 一般管理費でございます。執行率が87.5%、不用額が3億3,300万円余となっております。

まず、この一般管理費につきましては、財政課の予算につきましても若干は含まれておりますが、その大宗は共通経費というものでございます。これは、各課で予算措置をしておりますが、年度途中等で緊急に必要となる場合がございます。そういった場合に備えまして、財政課で一括して各節につきまして予算を計上しております。

特に、償還金・利子及び割引料が一番金額が

多いわけですが、これは県税、それから国からの補助金の還付が生じる場合がございます。そういった場合につきまして、財政課で一括、償還金・利子、割引料を計上しております、必要に応じて各課に分任し執行するということがございます。したがって、2月議会後3月末まで、こういった共通経費の支出が想定されますので、その分をストックしておいた結果、この3億円余の不用額が出たものでございます。

次の17ページをごらんください。

(目)の財政管理費、それから財産管理費、その次の公債費の中の(目)元金につきましては、該当ございません。

(目)利子につきまして、不用額5,482万円余でございます。この内訳としまして、償還金・利子及び割引料の5,400万円、これが全て不用額となっております。これは、県債を発行する際に、銀行に対して割引料というものを支払う場合がございます。ここ数年は実は支払っておりません。したがって、これが県債発行が出納閉鎖期間に銀行との交渉で発行、最終的に額を確定しますが、その中で万が一といいたし、割引料が発生する場合を想定して残しておりましたが、結果として割引料は支払わなかったことによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、予備費でございます。この予備費は、地方自治法の規定によりまして、予算想定外の事項もしくはそれを超える事象が発生した場合に備えて、必ず計上しなければならないこととなっております、毎年1億円を計上しております。中身としまして、一番右の説明欄に書いてありますように、例えば解散総選挙に伴う緊急に要する経費、それから1つ飛びまして、訴訟に伴う弁護士の経

費、こういった、ある意味政策的ではないものですが、緊急に必要となる場合について、この予備費を充用いたします。

結果、節の予備費の欄で、充用額が6,826万3,000円余、これは各課に充用いたしまして、財政課で1億円計上いたしますが、予算科目が財政課の予備費から各課の当該執行する科目に変更となりますので、その分、財政課の予算現額が減額となりまして、予算現額としましては3,173万6,000円余、最終的にこの額が不用額として残ったものでございます。したがって、執行率については空欄とさせていただきます。

次に、19ページ、公債管理特別会計でございます。この欄については、不用額についての該当はございません。

最後に、歳入歳出決算審査意見書に関しましては、財政課につきましては、指摘・要望事項はございませんでした。

財政課は以上でございます。

○高林税務課長 11ページにお戻りいただきたいと思っております。税務課は、予算額276億3,097万4,000円、支出済額276億1,424万7,461円、不用額は1,672万6,539円で、執行率は99.9%となっております。

このうち、不用額の主なものについて御説明いたします。資料の20ページをお開きいただきたいと思っております。

(目)税務総務費でございます。不用額は108万6,226円、執行率は99.9%となっております。これは、県税・総務事務所を含む税務職員の給与、職員手当等が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

(目)賦課徴収費でございます。不用額は816万4,283円、執行率は99.6%となっております。

これは、県税・総務事務所及び税務課において執行しております県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷費、郵送料、委託料などの事務費の執行残でございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思えます。

(目) ゴルフ場利用税交付金でございます。これは、ゴルフ場利用税の税込の10分の7をゴルフ場の所在する市町村に交付するものでございます。予算額につきましては3億4,284万4,000円、支出済額3億3,571万9,748円、不用額712万4,252円、執行率は97.9%となっております。これは、交付金の算定基礎となりますゴルフ場利用税の収入額につきまして、見込みよりも収入実績が少なかったことによるものでございます。

歳出決算状況に関する説明は以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてでございます。

資料の33ページをお開きいただきたいと思えます。

(2) 支出事務の1番目でございます。税務課におきまして、平成26年度自動車二税賦課徴収推進事業補助金において、交付決定事務が大幅におくれていたとの御指摘でございます。これは、平成26年4月7日付で補助金の交付決定を行いました、補助金の交付が平成26年12月25日とおくれたものでございます。

今後は、予算執行状況のチェック体制の強化を図るなど、事務処理の進捗状況を管理し、予算執行におくれが生じないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

次に、歳入歳出決算審査意見書において審査の意見がございましたので、御説明いたします。

それでは、平成26年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きいただきたいと思えます。

4、収入の確保についての(1) 県税収入の確保についてでございます。ここの下から3行目、中ほどに「特に」というところからでございますが、ここを読み上げさせていただきますと、「特に個人県民税の収入未済額は、県税の収入未済額全体の約85%を占めていることから、今後とも賦課徴収を行う市町村との連携を密にして、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する」との御意見でございました。

個人県民税につきましては、県税全体の収入額の約3割を占めておりますが、この収入未済額は県税の収入未済額18億7,393万円余のうち、約85%の15億9,347万円余となっております。このため賦課徴収権を持つ市町村との徴収業務を促進させるため、各県税・総務事務所におきまして、市町村からの徴収引き継ぎを受けて行う直接徴収や管内市町村との合同の徴収対策会議を開催するとともに、税務課職員及び県税・総務事務所職員の併任人事交流制度によりまして、市町村に派遣するなどし、収入未済額の圧縮に取り組んでいるところでございます。

さらに、平成23年度から取り組んでおります個人住民税の特別徴収制度、いわゆる所得税と同じように給与から天引きする制度でございます。この特別徴収制度の適正化につきましては、個人県民税の現年度分の収入未済額を抑制し、徴収率の向上につながりますことから、市町村と一体となった取り組みを進めているところでございます。

今後とも、市町村とより一層の連携を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

税務課の説明は以上でございます。

○平原市町村課長 決算特別委員会資料の11ページをお願いいたします。

市町村課につきましては、予算額31億1,698万4,495円、支出済額29億1,115万5,544円、不用額2億582万8,951円で、執行率は93.4%となっております。

主な不用額について御説明いたします。23ページをお願いいたします。

まず、(目)市町村連絡調整費の不用額308万4,302円についてであります。これは主に、市町村課の業務運営に係ります需用費などの執行残でございます。

次に、24ページをごらんください。

(目)選挙啓発費の不用額1,081万4,469円、執行率61.8%についてであります。これは、昨年12月に実施いたしました知事選挙の啓発業務の委託を企画コンペによって行った結果、執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

ここから26ページにかけまして、選挙執行に関する経費が3点ございます。

まず、(目)知事選挙費につきましては、不用額5,058万1,452円、執行率88.2%。次に、(目)県議会議員選挙費につきましては、不用額3,174万6,205円、執行率74.8%。次の26ページの(目)衆議院議員選挙費につきましては、不用額1億835万3,456円、執行率82.8%となっております。これらは、主に選挙ポスター掲示場の設置経費など、市町村が行う選挙執行に要する費用に対して交付しております市町村交付金ですとか、職員の時間外勤務手当の執行残などが生じたものでございます。

なお、このうち、衆議院議員選挙につきましては、全額国費となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたし

ます。

主要施策の成果に関する報告書の51ページをお開きください。

1の安心して生活できる社会の(1)連携・協働による魅力ある地域づくりについてであります。主な事業について御説明をいたします。

下の表のほうでございますが、まず、みやぎ新生連携・協働であります。これは、県と市町村との連携・協働を推進するため、知事と市町村長が一堂に会する宮崎県・市町村連携推進会議や、県内5ブロックにおける円卓トークを実施して、地域の抱える課題等について、知事と市町村長との意見交換を実施したものでございます。

また、知事と市町村職員との意見交換会である「役場でくるま t h e 談義」を全市町村で行ったほか、市町村サポート事業として、9市町村へ市町村課の職員が向向きまして、市町村の担当者と当面する課題等について協議をし、必要な助言を行ったところでございます。

次に、その下の市町村地域づくり支援資金貸付でございます。これは、市町村が行います防災・減災事業ですとか、行財政の健全化に向けた施設整備事業等に対しまして無利子貸し付けを行うものでございまして、昨年度は12団体に対し、23件9億円の貸し付けを行いました。

次に、監査における指摘事項について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の33ページをお願いいたします。

表の上段の(1)収入事務の上の指摘事項についてでございます。これは、西臼杵支庁におきまして、職員宿舍の貸付料の未納者に対しまして、財務規則で定められた督促状の発送や滞納整理票の作成の手续を行わず、口頭で催告を

いたしまして、納入をさせていたというものでございます。

今回の指摘を受けまして、関係職員に対し、手続の徹底を指導いたしますとともに、職員宿舎に居住する全職員に対しまして、期限内に支払うよう、毎月電子メールで注意喚起を行っておるところでございます。

この結果、現在まで未納は発生しておりませんが、このような指摘を受けることがないように、引き続き、期限内納入の徹底を図りますとともに、規則に従った厳正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべきことはございません。

市町村課の説明は以上でございます。

○中原総務事務センター課長 それでは、総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りいただきたいと思っております。

総務事務センターの計は、予算額10億2,153万4,000円、支出済額10億1,766万9,702円、不用額386万4,298円、執行率は99.6%となっております。

詳細につきましては、27ページに記載しておりますが、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

また、監査委員の決算審査意見書につきましても、特に報告すべき事項はございません。

総務事務センターは以上でございます。

○郡司危機管理局长 危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

危機管理課の計は、予算額5億1,994万9,000

円、支出済額4億2,749万806円、不用額9,245万8,194円、執行率は82.2%でございます。

次に、不用額の主なものについて御説明をさせていただきます。29ページをごらんいただきたいと思っております。

(目) 防災総務費につきましては、不用額が707万7,552円となっております。執行率が98.3%でございます。不用額の主な理由といたしましては、需用費の107万1,834円、備品購入費の318万9,556円でございますが、これらは、災害対策本部や地方支部等を設置する際に必要となります物品、資機材の入札等による執行残でございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと思っております。

(目) 救助費につきましては、不用額が8,512万9,092円、執行率が4.9%となっております。不用額の主な理由といたしましては、需用費の431万92円、使用料及び手数料の173万9,000円、負担金・補助及び交付金の5,000万円、積立金の2,822万2,940円でございますが、これは、災害救助法の適用となる災害が発生しなかったことによる執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。主要施策の成果に関する報告書53ページをごらんいただきたいと思っております。

2、安全な暮らしが確保される社会を目標といたしまして、危機管理体制の確保に取り組んできたところでございます。

施策推進のための主な事業及び実績につきまして御説明をさせていただきます。

まず、減災力強化支援につきましては、延べ11市町33カ所の避難場所、避難経路等の整備に対する補助、また、2市町5地区の夜間避難訓練等に対する補助を行いまして、大規模災害に対

する備えを促進したところでございます。

次に、県民防災力向上推進につきましては、県内各地で防災士養成研修を開催し、防災士の養成を行うとともに、防災士ネットワークの活動支援や防災出前講座等を実施したところでございます。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、新規事業の学んで備えて命を守る！減災力強化総合啓発につきましては、県防災の日フェアの開催や啓発資料を作成しまして、県内小中学校の児童生徒に配布するなど、普及・啓発を図ったところでございます。

次に、新規事業の総合防災訓練強化につきましては、伝達参集訓練や図上訓練を実施するとともに、南海トラフ巨大地震・津波を想定した実践的な総合防災訓練を10月に延岡市、日向市、門川町で実施したところでございます。

次に、施策の進捗状況についてでございます。

災害に対する備えをしている人の割合は、平成26年度41.9%、自主防災組織率は82.7%となっており、徐々にではございますが、防災意識・危機管理意識の向上が図られてきているものと考えております。

55ページをごらんいただきたいと思っております。施策の成果等につきまして、ポイントのみ御説明をさせていただきます。

まず、①でございますが、避難場所等の整備や津波避難訓練等に対する支援を行うことで、減災力の充実・強化の取り組みを促進したこと。

②では、それぞれの地域で防災活動を行う中核的な人材を育成したこと。

1つ飛びまして、④では、防災に関するフェアの実施や小中学校用の啓発資料作成・配布などを通じまして、県民の防災意識の向上を図っ

てきたこと。

⑤では、総合防災訓練を通じまして、各関係機関の連携や体制の充実を図ったところでございます。

最後に、⑥でございますが、先ほど施策の進捗状況でも御説明いたしました、災害時に県民が的確に行動できるよう、防災知識の普及や防災意識の啓発を図ってきたことによりまして、災害に対する備えをしている人の割合は、徐々に高くなってきておりますが、今年度からは、新たに県政番組等を活用した啓発の強化に取り組んでおりまして、県民の防災意識の一層の向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

危機管理課は以上でございます。

○都原消防保安課長 それでは、消防保安課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページ、平成26年度歳出決算課別集計表をごらんください。

消防保安課の計は、予算額29億7,211万1,000円、支出済額25億5,655万6,874円、翌年度繰越額3億7,800万円、不用額3,755万4,126円、執行率86.0%で、繰越額を含めた執行率は98.7%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。31ページをごらんください。

(目) 防災総務費につきましては、翌年度への繰越額が3億7,800万円、不用額が3,362万3,166円となり、執行率が85.7%となっております。繰越額につきましては、新総合防災情報ネットワーク整備事業におきまして、関係機関との調整に日時を要したために繰り越しをしたものであります。

不用額の主な理由としましては、工事請負費の2,502万9,913円ですが、これは、中継局電源設備整備工事で発電機の機器交換を予定しておりましたが、オーバーホールの結果、機器交換が不要となったことによる執行残等であります。

次に、負担金・補助及び交付金の569万7,444円ですが、これは、防災救急ヘリコプター運航調整交付金の事業費の確定等による執行残であります。

中ほどの(目)消防連絡調整費につきましては、不用額が376万2,118円となっております。

32ページをごらんください。不用額の主な理由としましては、委託料の130万3,392円ですが、これは、危険物取扱者・消防設備士の免状交付に要する委託等の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の56ページをごらんください。

2、安全な暮らしが確保される社会を目標としまして、(1)危機管理体制の確保に取り組んだところであります。具体的には、施策推進のための主な事業及び実績に示しております。

まず、新総合防災情報ネットワーク整備につきましては、防災行政無線設備等のシステムを再構築するため、多重無線設備工事や260メガヘルツデジタル無線設備整備工事等を発注いたしました。

次に、航空消防防災管理運営につきましては、山岳海難事故者の救出や救急患者の搬送など県民の安心な暮らしを確保するため、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しておりますが、平成26年度中の緊急運航出動件数は合計で138件でありました。

なお、出動回数の広域応援につきましては、熊本県、大分県、鹿児島県との相互応援によるものであります。

次に、消防常備・広域化推進支援につきましては、消防の広域化及び広域化を伴う消防常備化に取り組む市町村等に対する補助をするもので、消防庁舎整備、消防資機材等に要する経費を補助したところであります。

続きまして、57ページをごらんください。

次に、改善事業、地域消防防災活動支援につきましては、市町村、緊急消防援助隊及び女性消防団員の資機材整備に対する補助を行い、消防力の強化に努めたところであります。

次に、ふるさと消防団活性化支援につきましては、消防団員の士気高揚と消防団の活性化を図るため、団員等への知事表彰を行うとともに、消防団員意見発表等を内容とする消防大会を開催したところであります。

58ページをごらんください。

次に、施策の成果等につきまして、主なものの概要を御説明いたします。

①新総合防災情報ネットワーク整備につきましては、防災行政無線設備の老朽化に伴う更新により、信頼性の向上や機能強化を図るものでありまして、平成26年度は、県と中継局及び県総合庁舎間を結ぶ多重無線設備の更新並びに中継局の局舎改修及び電源設備更新工事を行ったところであります。

また、中継局等に監視カメラを設置し、リアルタイムに津波等の沿岸部監視や硫黄山等の監視が可能となっております。

2つ飛びまして、④西臼杵3町による消防常備化に係る初期的経費に対する支援を行い、平成27年4月から西臼杵広域行政事務組合消防本部の運用を開始したところであります。

また、西都市・東児湯消防組合及び日南市・串間市に対し、広域化の議論を進めるための事務的経費を補助し、協議会が設置され、協議が進んでおります。

⑤消防団の活性化につきましては、各種の表彰やイベント開催など消防団員の士気高揚を図るとともに、減少傾向にある消防団員の確保を図り、広く県民に消防団活動に対する理解を得るため、広報紙の作成や消防団員の出前講座による団活動の紹介などに取り組んでいるところであります。

以上が成果等の概要でございます。

なお、決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**清山主査** 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○**来住委員** 平成26年度の県税の滞納処分の状況についてでございますけれども、例えば給与だとか年金だとか、その他いろいろ差し押さえ処分をしたりするんですけれども、その具体的な26年度に関する滞納処分の状況について報告をお願いしたいと思います。

○**高林税務課長** 平成26年度に県税・総務事務所が行った滞納処分でございますが、件数では2,528件、滞納税額で2億295万円余の財産の差し押さえを行っているところでございます。

この主な内容といたしましては、預金や給与等の債権差し押さえが件数で2,338件、滞納税額で1億8,466万円余となっており、全体の約9割以上を占めている状況でございます。

○**来住委員** 今報告されたものについて、例えば自動車のタイヤロックをしたりされてると思うんですけれども、今言われたことを資料とし

て提出ができないか、お願いしたいと思います。かなり細かいと思うんです。預金が幾ら、何が幾らってなっていると思いますから、ちょっと今メモをしっかりとできない点がありましたので、資料として求めたいと思いますけれども。

○**清山主査** ただいま資料の要求がございましたが、すぐに用意できますか。

○**高林税務課長** 資料として用意できますのは、今申しました差し押さえをしました債権、給与とか預金だとか、あと不動産。不動産の中に自動車が入っております。そういった不動産の差し押さえしたものの、あと、動産、これは例えば軽自動車を押さえたものがございますので、そういったものの表等は用意できるところでございます。

○**清山主査** 来住委員、よろしいですか。

○**来住委員** それで出していただければありがたいです。

○**清山主査** それでは、用意でき次第、委員に配付する形でよろしいですか。それでは、そのようにお願いいたします。

ほかございますか。

○**来住委員** 監査委員の審査意見書の16ページに書いてあるんですけれども、県税の真ん中の3、収入未済額の主なもの——個人県民税が15億9,000万円ぐらいあるんですが。個人県民税ですから、当然、市町村が窓口になって個人県民税は徴収するわけですが、その中に、企業だとか事業所が給料から徴収して、各市町村に納められてくるものもあると思うんです。15億円の個人県民税の収入未済額のうち企業や事業所が預かっているけど納めてないというものは、つかんでいらっしゃるものなんでしょうか。それを聞いたかったんですけれども。

○**高林税務課長** 御存じのとおり賦課徴収権が

市町村にございますので、残念ながら、税務課には、その資料はございません。

○来住委員 理解しました。

○清山主査 先ほどの来住委員からの資料要求ですけれども、分科会として要求して各委員に配付するという形ではよろしいか、ここで各委員にお諮りしたいんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 異議なしということで、分科会として要求いたします。

ほかございますか。

○坂口委員 まず、これは財政課長に聞くべきかな。説明資料の9ページ、さっきの説明で、臨財債が毎年発行されていって、当然、発行年度と返済年度で差はあるかもわかりませんが、基本的には返済の利子元金がふえていくことになると思うんですよね。これで当然、特別交付税は国からの臨財債の返済の部分で確実にふえていかなきゃならん部分が出てくると思うんですけれども。そのほかに、その年度の請求して交付される特別交付税というのがあるから、年度ごとによって変わってはいるんですけれども、確実に約束どおり返してくれているという感じでいいんですか。何かそこらが感覚的にですけども、どうしても理解できない。そこを財政課としてどんなふうにとられているのかな……。今後、6%が5%、そして4%の通常枠にまで戻っていくというようなことを考えたときに、今まで国が約束していたことが今後とも履行される見通しは、今のところは心配ないんですか。

○阪本財政課長 まず、臨時財政対策債の償還金につきまして、これは普通交付税の基準財政需要額のほうで、一応100%算入はされております。今委員がおっしゃったとおり、今は特別交付税は交付税総額の6%となっておりますが、

来年が5%、再来年から4%ということで削減はされます。その分については、基本的に——私どもも半分期待ですけれども——今までルール分で特別交付税で措置されていたものが普通交付税化される。したがって、これまで約束されていたものについては、引き続き措置していただけるものと考えているところでございます。

○坂口委員 勘違いしとった。臨財債はそうですね、普通交付税……。突発的な予備費等から出ていった分ということですね。ありがとうございました。

そして、もう一つ、危機管理局で。これも参考までに、テクニックとしてですけども、ことし年度初めに宮崎市佐土原町の避難タワーを見に行ったんですが、そこへの補助がどうっていうんじゃないんですけれども、多分宮崎市は26年度の決算の中で、建設費が出てくることになるんじゃないかと思うんですよね。今回の県費補助は、特別枠からの補助だった気がするんです。それで、市の決算と県の決算との整合は、会計上、どんなテクニックで整理していくことになるんですかね。

○郡司危機管理局長 宮崎市では、26年度に避難タワーを2基ほど完成されておりますが、避難タワーに対する支援につきましては、交付金という形で取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。したがって、26年度に終わった事業につきましても、あくまでも避難タワーの建設費を算定基礎として、避難対策に要する経費ということで交付金としての取り扱いということで考えております。財源は大規模災害対策基金から拠出をするという形になります。

○坂口委員 そうなると、その県の基金の造成年度とその支出対象の市の支出と予算決定との時間差、そのところの整合というのは、両自

治体間での整合というのは特に関係ないですか。意思決定の時間の差を言っているんですよ。

○郡司危機管理局長 県の交付金は、いわゆる避難タワーに対する整備補助、直接的な補助ではございませんので、あくまでも避難タワーに要した経費を算定基礎として交付金を計算するというものでございまして、その交付金の使途は、市町村の避難対策に充てていただくということで考えておりますので、年次がまたがっても支障はないかと思っております。

○坂口委員 そうすると、26年度分が28年度、あるいは27年度の会計が始まった中途の時点で、うちもそういう避難関連の事業をやったんだということで、仮に県に申請があったとすると、それらはことごとく今後受け付けていくことになる。通常のあり方としては、需要があったものを全てテーブルの上に乗せて、補助率とか補助額とか、それから優先性を決定していくことになるけれども、その考え方だと、個別対応になっていきますよね。そここのところの整合をさせるという……。片方が整合しても、片方が整合しないというのは、これはちょっとうまくないんじゃないかと思うんです。だから、今後さかのぼってき出すこと——タワーに限らず、階段の設置とか、あるいは道路の確保とか——そういったことの整理はどんなふうにされるのかなって。この予算がけしからんというんじゃないんです。そこらの基本的な考え方を持つとかなないといけないなということ。

○郡司危機管理局長 避難タワーに対する支援、いわゆる避難に対する支援につきましては、まず、国が市町村の緊急事業計画を承認いたします。その緊急事業計画に避難タワーの整備計画が記載されますので、県といたしましては、事前にタワーの計画があるのは把握できますので、

後は交付金を出す際に実際にかかった経費を契約書等に基づきまして確認をさせていただいて、交付金を交付するという段取りになろうかと思っております。

○坂口委員 何か差が出てきそうな気がしたからですね。結構です。

○清山主査 ここで先ほど来住委員から要求がありました資料を各委員に配付していただきましたが、何か課長からこれに関して説明がございしますか。

○高林税務課長 先ほどタイヤロックのお話から委員からもございましたけれども、タイヤロック等につきましては手法でございしますので、件数といたしましては、例えば不動産で普通自動車を含むというところがございしますけれども、こういったところに入っております。実際のところ、タイヤロックにつきましては、26年度の実績では、42件ほど実施をしているところでございします。

説明は以上でございします。

○丸山委員 監査委員の審査意見書の5ページで県税の収入確保について、市町村との連携を密にしていきたいということも書いてあるんですけども、実際、各市町村で見たときに、徴収がうまくいっている市町村とうまくいっていない市町村といったら表現が好ましくないかもしれないけれども、どれくらいの差があるのかがわかれば、教えていただくとありがたいんですけども。

○高林税務課長 その差については、資料等はないですけれども、個人県民税の対策で、今、県で取り組んでいることにつきまして、御説明させていただきます。地方税法の48条により、市町村ではなかなか取りにくい案件については、県税事務所に引き継ぎまして徴収する方法を

とっておりまして、26年度は16の市町村から354件、約7,000万円ほど引き継いで県税で滞納処分なりとか、いろいろやっているところでございます。

また、もう一つは、県と市町村との併任人事交流を行っておりまして、18市町村に延べ115名職員を派遣する形にしております。そういう形で実際に県税の職員が市町村に参りまして、例えば、市町村がタイヤロックをするとか、合同公売会を行うということになれば、県としてのノウハウをお示しして、それで技術力をアップさせるようなことをしているところでございます。そういった形で市町村と連携しながら、徴収率のアップに努めているところでございます。

それと、先ほどの委員からの御質問ですけれども、市町村課長から御説明いたします。

○平市町村課長 個人住民税の徴収率の状況でございますが、今決算をやっているところで速報値でございますけれども、一番高いところは100%でございます。一番低いところが89.2%が2町でございます。

以上でございます。

○丸山委員 10ポイント以上差があるということは、かなり大きな差かなと思っておりますので、県と市町村が連携しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。あと、税金を納めるというのは、義務だと思っておりますので、その義務がしっかりと果たせるような連携をしっかりとやっていただいて、また、逆にこのように滞納し、事務がそこに発生するというようなことになると、事務費もふえてしまうというようなことがあって、負のシステムになってしまうと思うものですから、市町村としっかりと取り組んでいただきたいと思います。

主要施策の報告書の54ページ前後で、お伺い

したいんですけれども。災害に対する備えをしている割合のところ、41.9ポイントまで伸びてきてますよと書いてあるんですが、これもまた市町村の比較になってしまって大変恐縮なんですけれども、海岸線のほうが例えば備えが高いとか、そういった市町村で差があるということはわかるものなんでしょうか。

○郡司危機管理局長 この災害に対する備えをしている人の割合の調査につきましては、総合政策部で、宮崎県在住の20歳以上の方から3,500人を無作為抽出をしてアンケートを実施した結果でございますので、市町村ごとのデータは把握しておりません、申しわけございません。

○丸山委員 できれば市町村で、どこがどういふふうになっているのか、もしわかれば、市町村と連携しながら備えを強化したほうがいい地区、特に悪い地区があれば、その辺をもっとうまくしていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺はやっていただきたいと思っております。

また、下のほうの防災組織率というのが、加入率、自治会に加入しているとしてないのかで、これは変わったんじゃないかと、何か昔議論したことがあります。自治会に加入してないというのがあるのがあって、その整理は今どうなっているんでしょうか。

○郡司危機管理局長 この自主防災組織率の出し方なんですけれども、これの出典は消防白書なんですけど、宮崎県全世帯に対する自主防災組織が活動している範囲の地域の世帯数という比率でございます。したがって、自治会に加入しているかどうかというデータではございません。

○丸山委員 最近、自治会に入っていない方も多くなっていて、実際、活動ができないんじゃない

いかなという気がするものですから、その辺をしっかりと活動していただけるようにしないと、いざというときに、ほとんど動かない、率はこんなにあるけれども、実際は動かないというのが想定されるものですから、その辺の体制づくりにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますのであります。

○郡司危機管理局長 ちょっと補足をさせていただきますと、この自主防災組織率は、消防庁の調査で定義がございまして、実際に活動体制にあることが条件になっておりますので、私どもとしては、稼働する組織率ということで理解しております。

○来住委員 監査委員の審査意見書の12ページ。下のほうに育成者権とあるんですけれども、これはどんな内容なんでしょうか。

○菓子野総務課長 この育成者権ですけれども、農業試験場とかでスイートピーですとか稲とか、いろんな新しい品種をつくります。それを育てた人たちの権利といいますか、そういったものを県として認めているという状況でございます。

○来住委員 わかりました。税務課にもう一回戻りますけれども。さっきいただいた資料で、例えば、預金で差し押さえたものが1,918件、金額は約1億4,000万円程度ですけれども、1,918件で、滞納されている金額が多分1億4,000万だと思います。実際に差し押さえして換金したものが1,892件で、約6,000万円程度換金したと理解すればいいんだろうと思うんですが。それで、給与ですけれども、給与を実際に差し押さえして換金したものが89件、358万円となっているんですよね。宮崎県全体から見れば、決して僕はこの数字は大きいとは思わないんですが、税をどうかけるか、幾ら賦課するか。これは自治体としては非常に重要な内容を持つものだと思います。

ます。

それから、納税する側、県民側から見たら、自分が納入すべき税をどういう形で納めていくかというのは、当然これは、その地方自治体の一主権者として、県の場合だったら県政に、市町村だったら市町村に、その政治に実際に自分が参加していく重要な内容を持つと思うんです。

こういう点から見て、特に給料を差し押さえするということになりますと、その方がその工場、その会社におれなくなる可能性が出てきます。例えば89件押さえて、358万円の換金をしていますけれども、しかし、実際はもっとあるはずですよ。100%換金できなかつたと思うんですよ。そうすると、給料ですから、その方は当然、引き続き、事業主とよく相談して、事業主がいいよと、頑張れよって、引き続きうちの会社で働きながら、ちゃんと税金を納めなさいよというように激励してくれればありがたいことですけれども、逆にそうやって差し押さえされたことによって、いわゆる気まずくなって、その会社におれなくなる。その会社におれなくなるということは、現実には税を納められなくなりますよね。そういう点では、もちろん皆さんのところですから、慎重を期していらっしゃると思うんですけれども、その辺についての何か基本的なお考えなどがあるのかなと思うんで、ここはぜひ何か。

もちろん世の中には非常に不誠実な方もいらっしゃいますから、公平性を保つためには、必要なときには強制処分をしなきゃならんことが当然起こるんですけれども。僕が今申し上げた点についてのお考えなどがあれば、出していただきたいと思いますと思うんですけれども。

○高林税務課長 今の御質問でございますけれども、我々税務職員は、御存じのとおり税務負

担の公平性とか収入確保の観点から、収入未済額の圧縮について重要な課題と認識しております。財産調査とか滞納処分に早期着手して、滞納整理に努めているところでございます。先ほどお手元にお配りしました表のとおり、給与、預金等がございませう。委員からお話のありました給与差し押さえにつきましても、実務といたしましては、どの差し押さえを選ぶのも自由なんですけれども、預金差し押さえ、一番現金化できてすぐ入りますので、まずは預金等に着手するのが通常だと思います。その上でどうしてもない場合について、給与差し押さえという形になると思いますけれども、その前の段階で、滞納整理の手順について、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

例えば、ことしの自動車税について申し上げさせていただきますと、5月の初旬、ことしでしたら5月1日に納税通知書を発付しまして、5月末が土日でしたので、6月1日が納期期限でございませう。それでも納付されない方につきましては、6月の下旬、ことしは6月26日に督促状を発付しまして、納期限を7月13日にしております。

実は督促状を発付してから10日間を経過した日までに納付がなければ、差し押さえをしなければという税法上の文言がございませう。ただ、かといって、すぐするわけじゃなくて、督促状でも納付されない方につきましては、実は8月の初旬に催告書をお送りいたします。この催告書には、催告書(財産調査予告書)という文言をつけております。そして、納付期限を8月31日までとしておりまして、ある程度大きい文字で、「あなたのさきの自動車税につきましては、いまだに納付が確認できておりませう。納付されない場合については、預金とか給与とか滞納処

分の手続を開始することになりますので、至急納付してください。すぐに納められない御事情がある場合は、県税・総務事務所に御相談してください」という文言を入れて送付しております。それでも納付されない方につきましては、各担当者が電話とか文書とかで催告して、財産調査という形で着手するわけなんです。

ことしの状況を見ますと、この催告書を送った8月末までの段階で、徴収率が現年度で95%。この段階でほとんどの方が納めていただいております。残り5%の分、税額でいきますので、人数はすぐには出ないんですけれども、大方はこの段階で納めていただけるんです。それでもどうしても納めない方について、差し押さえ等をやむを得なくさせていただくという状況でございませう。ただ、やみくもにやるのではなくて、いろんな財産を調べたりして差し押さえをするような形、その辺の配慮は考えながらやるところでございませう。

説明は以上でございませう。

○来住委員 配慮をお願いしておきたいと思ひます。県税だけならまだいいんですけれども。僕が言うのは、非常に悪質な人は別ですよ、これは全く論外ですけれども、そうでない方々、税を納められないという人の中に、県税だけでなく、多分、国民健康保険税だとかその他の税金も相当ありますので、そういう点ではぜひ慎重にひとつやっていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

○丸山委員 主要施策報告書の58ページの④に、西都市と東兎湯、また日南市と串間市が広域化に向けた議論が、とあるんですが、広域化計画は、一回ぼしゃったというイメージを持っていたんですけれども、まだ広域計画——以前は県内を3つにするとかいう非常に激しい計画だっ

たと認識していたんですが、それがなかなかうまくいなくて、もうなくなっていると認識していたんですけれども、県としては広域計画を進めていきたいというのが、やはりあるということでもよろしいのでしょうか。

○都原消防保安課長 ただいまの御質問ですけれども、結論からいうと、今も広域化の議論は進んでおります。丸山委員から今御指摘のあったのは、平成20年に策定された広域化計画で、このときは県内を一消防本部にする、あるいは3つに分けるという2つの案がございましたが、結果的に、平成24年の一応の結論として、その時点では、まだこの2つの案の広域化はできないと。ただ、完全に否定するわけではないということで、一旦は振り出しに戻りました。

それまでは、平成20年から24年までの間に広域化をという国の方針がございましたが、今度は平成25年から平成30年までの間にもう一度基準を若干変えまして、新たな広域化の計画が平成25年度、具体的にいきますと、平成26年の3月につくられております。先ほど御報告したのは、その計画に基づくものでありまして、既に西臼杵3町については常備化を伴う広域化ということで、本年4月に業務が開始されました。あと2つ、重点地域として西都・東児湯、もう一つが日南と串間、この2地域が指定されておりました、協議を今進めているところでございます。

○丸山委員 そうなりますと、県としての考え方は、重点化地区というのは、この2地区だけということでもよろしいのでしょうか。

○都原消防保安課長 現在のところはこの2つの組み合わせです。それだけでございます。

○丸山委員 私もまだ詳しくないんですけれども、広域化をどういう基準でやっているのか、

広域化する利点やマイナスの部分、機材がどうなのか、また、それに対する人員が今どれぐらいの比率なのか、それで全然違ってくるんじゃないかと思っております。消防がうまく機能するように、県として進めたいというのはわかるんですけれども、本当にそれでいいのか、どういう取り合わせがいいのかと。先行事例を調査・視察してありますが、どの辺に先進事例があったと。協議会がどこに行ったのかを教えてくださいありがとうございます。

○都原消防保安課長 済みません、今手元に資料がございませんけれども、それぞれの協議会において、全国の広域化された消防本部、こちらに行きたいという希望に沿って、昨年度、両方の地域で——消防保安課も一緒に行きましたが——視察を行っております。

具体的には、平成26年度実績としては、日南、串間市の協議会が、米沢市の置賜行政事務組合消防本部、上尾市の消防本部、北はりま消防本部などの視察を行っております。

もう一つの東児湯消防組合と西都市消防広域化協議会が、南但消防本部と神戸市消防局、砺波市の消防本部、富山県高岡市などをそれぞれ視察を行っております。

○丸山委員 より充実した消防体制ができるように指導、助言をしていただくようお願いいたします。

○来住委員 報告書の56ページで、航空消防防災管理運営で、防災ヘリの緊急出動が、26年度が138件と報告されました。私が知っている2人の方が、この138件の中に入ってまして、農業従事してて、それで事故に遭いまして、助かったんですよね。都城ですからヘリで運んでいただいて、一人の人はまだ若いんです、30歳ぐらいですけれども。植物人間になるだろうと言われて

ておりまして、意識も全く戻っておりませんでしたけれども。しかし、人間は強いもんですね、こちら側が言うことはわかるそうです。しかし、本人は言葉として出せない状況なんですけれども。ただ、寝たきりですから、農業してましたけれども、筋肉を使わないですから、だんだん退化はしてるんです。しかし、家族は望みを持ってやっているんです。いずれにいたしましても、ヘリによって命が救われたという事例なんですけれども。

ちなみに平成26年度は138件出動されて、もちろん広域応援とかも入っているんですけれども、ここ数年の推移としては、この出動回数が、どんな状況なのかなと思うんです。何か参考までに教えていただければ、ありがたいなと思います。

○都原消防保安課長 平成26年度は138件、その前年度は114件ですけれども、大体その中間ぐらいで、この2～3年は推移しております。

○来住委員 ありがとうございます。結構です。

○新見委員 一点だけお尋ねしたいと思います。

主要施策の成果に関する報告書の51ページです。市町村課の分ですが、市町村地域づくり支援資金貸付を見ますと、25年度の決算、そして26年度の予算・決算、27年度の予算、全て9億円と同じ金額になっております。この事業の内容を見ると、市町村が当面する課題を解決するための事業、そして、県の施策を推進する事業ということで2種類あるようですが、市町村への貸し付けの状況を見ると、団体数が12団体なのに件数は23件ということで、この事業の内容が、いま一つ明確になりませんので、その部分を教えていただければと思います。

○平市町村課長 事業の内容につきましては、一つが防災・減災事業、行財政改革関係の施設

の改善事業、地域の活力創出事業、県の重点施策を推進する、それと、それ以外ということで、市町村が交付税が措置されるような有利な起債をするんですが、それが使えないような事業とか、起債をする場合は、非常に国との関係とかもあって日程的に限られているものですから、それ以降に必要なものとかにできるだけ柔軟に活用していただく形でやっております。

その中で今言われた県の重点施策とかでいきますと、昨年度は綾町さんで肉用牛総合支援センターの整備をされましたけれども、これに対しての貸し付けとか、あと東児湯消防組合で分遣所の外構工事をしたんですが、そのようなものに対して貸し付けをいたしております。

○新見委員 ぴったりこの9億円になるのがよくわからないんですけれども。

○平市町村課長 予算枠がございますので、全体の要望の中である程度端数は最終的に調整させていただいて、9億円の予算の中で貸し付けているという状況でございます。

○新見委員 わかりました。

○清山主査 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、ないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○清山主査 分科会を再開いたしますが、皆様にお伺いいたします。

本日の審査内容を踏まえて、何か御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成27年10月2日(金)

○清山主査 それでは、ないようですので、今回の分科会は10月5日、来週の月曜日午前10時に再開して、総合政策部の審査を行うことといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、何もないようですので、以上をもって本日の分科会を終了いたします。

午後3時0分散会

平成27年10月5日(月曜日)

午前9時59分再開

出席委員(7人)

主	査	清	山	知	憲
副	主	査	島	田	俊
委	員	坂	口	博	美
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	満	行	潤	一
委	員	新	見	昌	安
委	員	来	住	一	人

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	茂	雄	二
総合政策部次長 (政策推進担当)	金	子	洋士
総合政策部次長 (県民生活担当)	興	梶	正明
部参事兼総合政策課長	井	手	義哉
秘書広報課長	中	原	光晴
広報戦略室長	菊	池	修一
統計調査課長	奥	野	厚子
総合交通課長	野	口	和彦
中山間・地域政策課長	石	崎	敬三
フードビジネス 推進課長	黒	木	義博
生活・協働・ 男女参画課長	村	上	悦子
交通・地域安全対策監	壹	岐	幸啓
文化文教課長	神	菊	憲一
人権同和対策課長	吉	田	信夫
情報政策課長	青	出	和也

会計管理局

会計管理者	舟	田	美揮子
会計管理局次長	酒	井	正英
局参事兼会計課長	井	上	直三

人事委員会事務局

事務局長	亀	田	博昭
総務課長	藪	田	亨
職員課長	和	田	括伸

監査事務局

事務局長	小	八	重英
監査第一課長	青	山	新吾
監査第二課長	佐	野	由藏

議会事務局

事務局長	日	隈	俊郎
事務局次長	奥	野	信利
総務課長	上	山	伸二
議事課長	亀	澤	保彦
政策調査課長	外	山	景一

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼	川	真治
総務課主任主事	日	高	真吾

○清山主査 分科会を再開いたします。

平成26年度決算について部長の説明を求めます。

○茂総合政策部長 おはようございます。

それでは、平成26年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

これは、県総合計画未来みやざき創造プラン

のうち、総合政策部に関連します主要施策について、体系表にしたものでございます。この体系表に基づきまして、右側の施策の柱ごとに概要を御説明いたします。

初めに、人づくりであります。

魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実といたしまして、私立学校振興費補助金や私立高等学校等就学支援金等によりまして、私立学校の特色ある教育の振興や私立高校生等を持つ世帯に対して、教育費負担の軽減を図ったところであります。

次の文化の振興では、宮崎国際音楽祭の開催や市町村が実施する文化事業への助成を行うなど、多くの県民がさまざまな機会を通じて文化に親しむことのできる環境の整備に努めたところであります。

次に、男女共同参画社会の推進であります。地域で男女共同参画の推進活動に取り組むリーダーの養成や市町村担当者を対象とした研修会、男女共同参画センターの専門相談員による再就職や起業、キャリアアップ等の女性の活躍支援を行うとともに、女性が意欲と能力を発揮できる就業環境づくりを推進する企業向けフォーラムを県内3地域で開催したところあります。

次のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進であります。NPOを対象とした研修会や協働商談会等を開催しますとともに、県職員を対象とした協働講座の開催や提案公募型事業に取り組むなど、NPO等との協働の推進を図ったところあります。

また、次の人権意識の高揚と差別意識の解消では、県民や企業・団体等を対象とした研修会の開催や児童・生徒を対象とした人権作品の募集など、さまざまな人権問題に対する啓発事業、相談事業等を実施し、人権意識の高揚を図った

ところあります。

続きまして、2ページをごらんください。

くらしづくりであります。

まず、安心して快適な生活環境の確保であります。消費者啓発講座の開催や消費生活相談員の配置など、消費者被害の未然防止や解決支援に努めますとともに、消費者行政活性化基金を活用しまして、消費者啓発の強化や市町村が行う相談窓口整備等の事業の支援に取り組んだところあります。

次の、快適で人にやさしい生活・空間づくりでは、ユニバーサルデザインの普及・啓発を推進するため、アイデアコンクールや取り組み状況調査を実施したところあります。

次に、地域交通の確保であります。日常生活に必要なバス路線の維持・確保に努めますとともに、バス路線活性化の調査事業を行う市町村の支援に取り組んだところあります。

次の情報通信基盤の充実及び利活用の促進では、各種広報媒体を通じた広報活動により、広く県民に県政に関する情報の提供を行ったところあります。

また、社会保障・税番号制度におきまして、国や他自治体と情報連携するために必要となりますシステムの基本設計を実施しますとともに、携帯電話等エリア整備事業によりまして、サービス未提供地域の解消に努めたところあります。

次に、中山間地域の活性化では、中山間地域振興計画に基づいた全庁的な施策の推進を図りますとともに、県民運動の推進や地域資源を活用した商品開発等をテーマとしたセミナーの開催、集落と市町村が協働して取り組む事業への支援など、中山間地域の活性化に向けた取り組みを行ったところあります。

次に、連携・協働による魅力ある地域づくりであります。市町村と地域住民が一体となった地域づくりを支援しますとともに、持続可能な地域づくりのために市町村が連携して取り組む事業に対する交付金による支援のほか、移住促進のため、市町村の受け入れ体制充実の取り組みに対する支援を行ったところであります。

次に、安全で安心なまちづくりであります。幼稚園、保育所等へのアドバイザーの派遣や地域安全に関する情報発信や啓発を行うなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるとともに、交通安全対策の推進としてマスメディアを活用した効果的な広報・啓発を行い、交通安全思想の普及と交通事故の防止に取り組んだところであります。

続きまして、3ページをごらんください。

産業づくりについてであります。

まず、産業界・産学官連携による新事業・新産業の展開では、みやざきフードビジネス振興構想を推進するため、県内産学官による全県的な推進体制を整備するとともに、10のテーマを設定したフードビジネスプロジェクトに、庁内外の関係機関が連携して取り組んだところであります。

また、国の補助事業を活用しまして、フードビジネス相談ステーションの設置や人材育成等を支援したところであります。

次の県境を越えた交流・連携の推進では、全国・九州地方知事会等を通じまして、各県と広域的な連携強化を図り、共通する課題や具体的施策について検討、実施したところであります。

交通ネットワークの整備・充実につきましては、各公共交通機関の利用促進を図るとともに、国及び関係会社への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたところ

であります。

また、県内の港や駅を利用して、トラック輸送から海上輸送や鉄道輸送にシフトする貨物に対して助成を行い、県内の港等への荷寄せによる物流の効率化を推進したところであります。

次に、その他であります。

重要施策の総合企画と総合調整では、平成23年に策定しました県総合計画について、長期ビジョンを改定するとともに、アクションプランの策定を進めたほか、県総合計画を展開するための調査や政策評価による検証を行ったところであります。

また、広い意味での地産地消を推進するため、地産地消や100万泊、中山間地域振興の3つの県民運動について、普及・啓発を行ったところであります。

さらに、地域を支える人財の育成・活躍を支援するため、総額20億円の基金を設置したところであります。

次の県民目線による行政サービスの向上では、知事とのふれあいフォーラム等を通じまして、県民のさまざまな意見や要望等を把握し、県政への反映に努めたところであります。

最後に、各種統計調査の実施であります。統計セミナーや親子統計グラフ教室、統計グラフコンクール等を開催し、統計の普及啓発を図るとともに、経済センサス基礎調査、農林業センサスなど各種統計調査を実施し、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところであります。

次に、4ページをごらんください。

平成26年度の決算の状況についてであります。

総合政策部全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせて、この表の一番下の欄ですが、予算額146億2,002万7,000円、支出済額137

億7,592万4,567円、翌年度繰越額が5億6,427万7,000円、不用額が2億7,982万5,433円となりまして、執行率は94.2%で、翌年度への繰越額を含めると98.1%であります。

最後に、36ページをお開きください。

平成26年度の総合政策部の監査の結果でございます。

指摘事項が2件、注意事項が2件ございましたので、直ちに改善に努めたところでございます。このうち2件の指摘事項につきましては、後ほど、関係課長から説明させていただきます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべきことはございません。

以上、概要について御説明いたしました。詳細につきましては各課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上でございます。

○清山主査 部長の説明が終了いたしました。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行います。平成26年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○井手総合政策課長 総合政策課でございます。

平成26年度予算に係る決算の状況等について御説明いたします。

お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。

まず、一般会計からでございます。予算額28億599万7,000円に対しまして、支出済額27億2,823万1,502円で、翌年度への繰越額が7,213万4,000円、不用額は563万1,498円、執行率は97.2

%。なお、翌年度への繰越額を含めると99.8%となっております。

次に、開発事業特別資金特別会計でございます。予算額3,074万7,000円に対しまして、支出済額1,917万1,000円で不用額は1,157万6,000円、執行率は62.4%となっております。

次に、6ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、6ページから8ページに掲載をしております。このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものについて御説明いたします。

まず、一般会計についてでございます。

6ページの(目)企画総務費の不用額394万5,333円でございます。この不用額の主なものは、旅費186万1,379円ですが、これは、当課の出張旅費や県外の3事務所における宮崎との連絡旅費等に執行残が生じたものでございます。

また、需用費85万3,148円につきましては、当課や県外事務所における水道光熱費等の執行残でございます。

また、7ページになりますが、(目)計画調査費の不用額168万6,165円でございます。この不用額の主なものは、旅費54万8,747円、需用費64万2,007円でございますが、総合計画策定、また戦略展開に係る事務費等の執行残でございます。

次に、開発事業特別資金特別会計についてでございます。

8ページをごらんください。(目)他会計繰出金の不用額1,157万6,000円、執行率62.4%でございます。これは、一般会計に繰り出した事業のうち、主に農政水産部所管でございますが、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業につきまして、当初見込みより対象となる事業が少なかったことによる執行残でございます。

なお、不用額につきましては、開発事業特別資金積立金に積み戻しを行ったところでございます。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明を申し上げます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の9ページになります。

まず、人づくりのNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

東日本大震災復興活動支援事業であります、下の施策の成果等にございますように、復旧の進捗とともに、被災地や被災者の状況、ニーズが変化してきております。そのため、きめ細やかな多様な支援が求められていることになりまして、被災地のコミュニティー再生、あるいは福島に帰還した人の心のケアといった、県内の民間9団体の復興活動を支援したところでございます。

今後とも、みやざき感謝プロジェクトの一環として、息の長い支援に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをお開きください。

くらしづくりのうち、快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

ユニバーサルデザイン普及・啓発事業であります、ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適で利用しやすい製品、建物、サービス、環境等をデザインしていこうという考え方でございますが、その認知度、理解度を高めるために、県内の小中学生、一般の県民の方々まで対象にいたしましたアイデアコンクールを実施しております。その上で優秀作品に対する知事表彰を行ってきているところでございます。

また、あわせまして、昨年度、県内の観光施設、スポーツ施設、公共施設を対象にユニバーサルデザインに対する取り組み状況の調査を実施したところでございまして、優良事例の収集・意識啓発等を行ったところでございます。

今後とも、こうした取り組みによりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思っております。

産業づくりのうち、(1) 県境を越えた交流・連携の推進であります。

総合企画調整及び地域連携軸構想推進事業であります、九州地方知事会や官民で構成されております九州地域戦略会議等におきまして、国政への提案・要望活動や官民一体となった九州独自の発展策の検討・推進を行いますとともに、九州各県の共通課題の解決に向けまして、県域を越えた政策連合としての政策を推進しているところでございます。

今後とも、これらの会議を活用しながら、九州各県との連携を深めまして、九州の一体的な発展に努めてまいりたいと考えております。

12ページをお願いいたします。

その他の中の(1) 重要施策の総合企画と総合調整でございます。

まず、総合計画策定・戦略展開事業でございますが、平成23年に策定しました県総合計画、未来みやざき創造プランにつきましては、平成27年3月に長期ビジョンを改定いたしますとともに、知事2期目の政策提言等も踏まえまして4年間の行動計画でありますアクションプランの策定を進めてきたところでございます。

さらに、当アクションプランの毎年度の取り組み項目として定めます工程表を作成し、着実

に推進してきたところであります。

今後、このアクションプランにつきましては、この推進のために、さらに県民の皆さん方によく知っていただく必要がありますので、わかりやすいパンフレットの作成や計画における出前講座などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、みやざき元気！“地産地消”県民運動推進事業でございます。農林水産物のみならず、県産材、工業製品、さらにはエネルギーや交通機関など、広い意味での地産地消を推進するために、県内の官民20団体で構成されました、みやざき元気！“地産地消”推進県民会議を推進母体といたしまして、地産地消や100万泊、中山間地域振興の3つの県民運動について普及啓発を行ったところでございます。

今後とも、地産地消、100万泊、中山間地域振興を図るための3つの県民運動を総合的に展開し、宮崎の魅力向上と地域経済の好循環の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規事業「みやざき人財づくり基金設置」事業でございます。本県の将来にわたる発展を担い、心豊かに暮らせる地域を支える多様な人財を育成することにより、子供たちが将来にわたって夢や目標を描くことのできる社会や、県民一人一人が持てる力を発揮し、生き生きと活動できる活力ある社会を構築するため、平成26年度から5年間で実施する事業の財源に充てるものとして、総額20億円のみやざき人財づくり基金を設置したところであります。各部局の14事業に対し、予算の繰り出しを行っております。

なお、26年度の取り組みを対象として実施しました政策評価の結果を一緒に載せております。365ページから376ページに政策評価の結果を載せております。これにつきましては、先般

この常任委員会で説明をさせていただきましたので、ここでの説明は割愛をさせていただきますと思います。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に対してでございますが、当課は、特に報告すべきことはございません。

総合政策課は以上でございます。

○中原秘書広報課長 秘書広報課でございます。

秘書広報課の平成26年度予算に係る決算状況について御説明をいたします。

初めに、お手元の決算特別委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の決算額、予算額が5億702万4,000円に対しまして、支出済額5億406万7,258円でございます。不用額が295万6,742円、執行率99.4%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。当課の決算事項の明細は、10ページから11ページとなっております。

それでは、目の不用額100万円以上のものについて御説明をいたします。

11ページをごらんください。

(目) 広報費でございます。不用額215万4,657円でございます。これは、新聞広告などの広報の業務委託や第26回全国みどりの愛護のつどい開催に伴います行啓にかかわる広報部門の事前調査に係る経費等の執行残などでございます。いずれも、2月補正時点で事業実施が確定しておりませんで、執行残となったものであります。

続きまして、26年度の主要施策の成果について御説明をさせていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の14ページをごらんいただきたいと思います。

まず、情報通信基盤の充実及び利活用の促進についてでございます。施策推進のための主な事業及び実績の表にありますように、広報活動の主な実績内容といたしまして、まず、印刷広報事業でございます。県の広報紙であります「県広報みやざき」の発行を年6回、新聞広報事業として、県政のお知らせを掲載いたします「県政けいじばん」を年24回、テレビ・ラジオ放送事業といたしまして、テレビ2局、それとラジオ2局によります県政番組の制作放送ですとか、県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところでございます。

こうした取り組みによりまして、広く県民の皆様には県政情報の提供を行うことができたところでございまして、今後とも、県民の皆様には県政に対する理解をさらに深めていただけるよう、積極的に各種の広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、15ページをお願いいたします。

県民目線による行政サービスの向上についてであります。表にありますように、広聴活動の主な実績内容といたしまして、まず、県民との対話事業として、知事とのふれあいフォーラムを10回実施しております。知事が県民の方々から直接意見をお聞きしたり、意見交換を行ったところでございます。

次に、出前講座につきましては、県民の方の要請に応じまして、県職員が県の事業ですとか施策の説明や意見交換を行ったものでございまして、66回実施したところでございます。

次に、県民の声事業でございます。電話やメールなどで381件の御意見をいただき、必要な対応を行ったところでございます。

こうした取り組みによりまして、県民の皆様はさまざまな意見を伺い、県政に反映するよう

努めたところでございまして、今後とも事業の充実を図りつつ、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

続きまして、特別委員会資料の36ページをお開きいただきたいと思います。

監査結果報告、指摘事項について、当課は1件でございます。内容は、契約事務についてでございます。広報用航空写真等の撮影業務に係ります委託契約の際に、契約締結期限内に契約が締結されていなかったというものでございます。

具体的に申し上げますと、財務規則におきまして、落札決定日から7日以内に契約を結ばなければならないとなっておりますが、7日目が日曜日であったため、誤って翌日の月曜日の日付で契約したものでございます。

今後、財務規則の規定の確認を徹底しますとともに、速やかに事務処理を行うよう改善してまいります。さらに、課内におけるチェック体制を強化いたしまして、適正な事務処理に努めてまいります。

最後に、決算審査意見書につきましては、報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○奥野統計調査課長 それでは、統計調査課の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお願いいたします。

一般会計の決算額は、予算額4億2,431万6,000円に対しまして、支出済額4億1,208万8,284円、不用額1,222万7,716円でございます。執行率は97.1%となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

統計調査課の決算事項別の明細のうち、目の

不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

(目) 委託統計費でございますけれども、不用額は1,070万1,808円でございます。このうち主なものとしましては、職員手当等185万1,949円でございますけれども、これは、統計調査に係る審査などの事務におきまして、効率的な作業により時間外勤務の縮減に努めたことによる執行残でございます。

次に、負担金・補助及び交付金の350万2,031円でございます。これにつきましては、市町村交付金の返還分でございます。主に職員手当や調査員報酬が当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

(目) 県統計費でございますが、執行率は83.3%でございます。主なものとしましては、旅費でございますけれども、不用額19万2,587円、執行率77.8%でございます。これは、県内出張に公用車を利用したこととか、県外出張でのパック旅行など、経費節減を図ったことなどによる執行残でございます。

次に、役務費でございますが、不用額23万6,980円、執行率47.1%でございます。これは、郵送にかえましてメールなどの電子媒体を活用したことなど、経費節減を図ったことなどによる執行残でございます。

続きまして、平成26年の主要施策の成果について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の16ページをお願いいたします。

その他の(3)各種統計調査の実施についてでございます。施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんいただきたいと思います。下

のほうに一覧表がございますが。

まず、一番上の県民共有・確かな統計基盤づくり事業につきましては、右の欄の主な事業内容にありますように、統計データフェアや統計セミナーの開催を初めといたしまして、子供を対象とした統計グラフ教室やコンクールを実施しております。このように幅広く県民を対象とした事業を行うことによりまして、統計の普及・啓発を図ったところでございます。

次に、その下の経済センサス基礎調査についてでございます。事業者や従業者規模等の基礎的構造を把握するために約5万9,000事業所を対象といたしまして、昨年7月1日に実施しております。その調査結果につきましては、今後、関係機関を初めとしまして、広く情報を提供することで、今現在、作業を進めているところでございます。

次に、その下の農林業センサスについてでございます。農林業の生産構造や就業構造及びその背景を明らかにするために、県内全市町村の約7万7,000団体、そして世帯を対象に、本年2月1日に実施しております。その調査結果につきましては、関係機関を初めとしまして——今いろいろと内容につきまして精査を行っておりまして——近いうちに情報を提供したいと考えております。

次に、17ページをお願いいたします。

全国消費実態調査についてでございます。世帯の所得分布、消費の水準及び構造を明らかにすることを目的といたしまして、県内の13市町村から抽出した791世帯に対して、昨年9月から11月にかけて実施したものでございます。その調査結果につきましては、今後、関係機関を初めとしまして——情報交換あるいは精査を行っているところでございまして——近いうち

に広く情報を提供することとしております。

統計調査を行う環境につきましては、今現在、国勢調査を行っているところでございまして、皆様から御協力もいただいておりますけれども、近年の個人情報意識の高まり等を背景としまして、やはり年々厳しさを増していることを実感しているところでございます。そのためにも県民に統計調査に対する理解を深めていただきまして、正確な統計調査が実施できるように、引き続き、普及・啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

統計調査課は以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課の平成26年度予算に係る決算状況等について御説明を申し上げます。

初めに、お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお願いいたします。

総合交通課の欄をごらんください。予算額12億1,728万6,000円、支出済額9億3,651万210円、翌年度繰越額2億4,674万1,000円、不用額3,403万4,790円となりまして、執行率は76.9%で、翌年度の繰越額を含めると97.2%でございます。

次に、16ページをお願いいたします。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

(目) 計画調査費であります。不用額が3,349万6,567円で、執行率が75.2%です。この不用額の主な内容は、負担金・補助及び交付金の3,226万2,219円でございますが、これは、主に宮崎県物流効率化支援事業におきまして、補助事業者

の輸送実績が計画を下回ったことなどによるものでございます。

執行率につきましては、平成27年2月補正の国の地方創生交付金を活用した事業等が繰り越しとなったことによるものでございまして、繰越額を含めると、執行率は97.0%になります。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明を申し上げます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の18ページをお願いいたします。

まず、くらしづくりの1、安心して生活できる社会の(3)地域交通の確保についてでございます。

主な事業の地方バス路線等運行維持対策によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります地域間幹線系統の維持のため、バス事業者に対し、運行費や車両減価償却費等への補助を行いますとともに、バス路線廃止後に代替バスを運行します市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところでございます。

また、バス路線活性化対策によりまして、効率的かつ効果的な公共交通網を確立するため、バス路線を利便性の高いものに見直すための調査事業を行う市町村への支援などを行ったところでございます。

今後とも、バス路線の維持・確保に努めるとともに、利便性向上のための実証実験や環境整備、利用促進活動等を支援し、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、19ページをお願いいたします。

産業づくりの3、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてでございます。

主な事業の鉄道活性化対策推進によりまして、

日豊本線を初めとする県内鉄道の充実整備や利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して、機会あるごとに陳情・要望活動を行っており、この結果、宮崎駅を中心に県内12駅へのICカード——SUGOCAでございすけれども——の導入が決定するなど、利便性向上に寄与できたものと考えております。

今後とも、関係団体等と連携をし、粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、宮崎県地域鉄道活性化・利用促進支援によりまして、地域鉄道の活性化や維持・存続を図り、沿線地域の活性化に資することを目的として、イベント列車の実施や沿線ガイドの作成、日南線観光列車「海幸山幸」の5周年記念事業などに取り組む沿線自治体等や「海幸山幸」の平日臨時運行を支援する団体に対して、補助を行ったところでございます。

今後とも引き続き、地域鉄道の活性化や利用促進につながる事業を官民挙げて実施する団体や、観光列車を有効活用して鉄道の活性化に取り組む団体を支援してまいりたいと考えております。

次に、宮崎県物流効率化支援によりまして、県内の港や貨物駅への荷寄せ支援を行い、県外港から県内港へのシフト、また、トラック輸送から海上、鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するなど、物流効率化への取り組みを進めたところでございます。

なお、26年度は2,600万円余の執行残が生じておりますが、27年度におきましては、定期的な実施状況報告を求めるなど、効率的な予算執行に努めることといたしております。

次に、長距離フェリー航路活性化緊急対策支援によりまして、本県唯一の長距離フェリー航路に対する団体客・修学旅行利用促進支援や乗

用車利用促進支援、さらに、昨年10月に就航した神戸航路のPR支援等を行い、航路の利用促進に努めたところでございます。

今年度も引き続き、宮崎市などの関係自治体と連携をいたしまして、神戸航路のPR支援等を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、20ページをお願いをいたします。

みやぎきの空航空ネットワーク活性化・利用促進によりまして、宮崎空港発着の国内路線、国際路線の維持・充実を図るため、航空会社等への陳情要望活動や利用促進に努めたところでございます。

これらの取り組み等によりまして、韓国との定期便につきましては、外国人利用者数が大幅に増加した一方、円安や外交問題などの影響から、日本人利用者数が減少したところでございますが、全体の利用者数は約3,000人増加し、3万9,642人と過去最高となり、年間の搭乗率は68.5%となっております。

また、台湾との定期便につきましては、昨年3月の増便の効果もあり、約1万人の増加で3万4,761人と、こちらも過去最高となり、年間の搭乗率は69.7%となったところでございます。

また、本年3月には、本県で3路線目の国際線となります宮崎—香港線が就航いたしました。

なお、国内線につきましては、対前年比99.6%の約278万人であり、国際線と合わせました空港の利用者数は、前年並みの約286万人となっております。

今後とも、宮崎空港の航空ネットワークの維持・充実を図るため、利用促進や航空会社等への働きかけに努めてまいります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はございません。

総合交通課は以上であります。よろしく願いいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の平成26年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。

中山間・地域政策課の欄でございます。予算額6億2,923万3,000円に対しまして、支出済額が4億1,676万540円、翌年度繰越額が1億9,967万9,000円、不用額が1,279万3,460円となりまして、執行率は66.2%でございます。翌年度への繰越額を含めると98.0%でございます。

次に、18ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は、18ページから19ページとなっております。このうち目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

19ページをごらんください。

(目) 計画調査費の不用額1,263万7,980円でございます。この不用額のうち主なものについて御説明いたします。

委託料395万2,312円でございます。これは、宮崎大学との共同研究事業において、委託先である宮崎大学の担当教員の減員に伴い、委託内容の一部見直しを行ったことによる委託料の残等でございます。

次に、負担金・補助及び交付金の621万6,595円でございます。これは、主に明日の地域づくり支援事業や宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業等の事業主体である市町村において、入札残や事業費の減額等が生じたための補助金の残等でございます。

執行率につきましては、平成27年度2月補正

の国の地方創生交付金を活用した事業が繰り越しとなったことによるものでございまして、繰越額を含めると、執行率は97.6%でございます。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の22ページをごらんください。

くらしづくりの1、安心して生活できる社会の(5)中山間地域の活性化についてであります。

まず、中山間地域をみんなで支える県民運動推進であります。この事業は、中山間地域が果たす役割等についての理解促進を図るもので、シンポジウムの開催やテレビCM等を通じた県民へのPR等を実施したところであります。

次に、中山間地域振興推進体制整備であります。この事業は、県内7地域に設置した中山間地域振興協議会におきまして、地域の実情や地域の方々の声を踏まえた施策を推進するためのものがございます。平成26年度は、中山間地域振興計画の改定をテーマとして協議を実施したところでございます。

また、この事業の中で西臼杵3町及び諸塚村、椎葉村を加えた、いわゆるフォレストピア圏域をモデル圏域としまして、大学、町村、県等により、この圏域の課題を調査・研究するとともに、既存事業等を活用した実証事業を実施したところでございます。

次に、中山間地域産業振興センター設置でございます。この事業は、中山間地域の活性化を促進するため、公益財団法人宮崎県産業振興機構内に中山間地域産業振興センターを設置し、地域資源を活用した取り組みに関する相談対応や農産加工グループ等を対象としたセミナー・

個別相談会を実施したところであります。

次に、23ページをごらんください。

未来へつなげよう！持続可能な集落づくり支援であります。この事業は、市町村が行う集落支援員の設置や集落点検の実施及び集落と市町村が協働して取り組む事業に対して支援を行う事業でありまして、小林市ほか3市町村で実施したところでございます。

次の、もっといきいき集落サポートであります。この事業は、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落に対し各種支援を行うもので、いきいき集落として4市町村4集落を新たに認定したところでございまして、平成26年度末の認定集落数は127となっております。

今後とも、県内の中山間地域で、こうした住民主体の取り組みが広がるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域とつながろう！中山間盛り上げ隊派遣であります。この事業は、中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落等からの派遣依頼に応じて隊員を派遣するもので、合計112回、延べ622人の隊員を派遣したところであります。

25ページをお願いいたします。

(6) 連携・協働による魅力ある地域づくりについてであります。

まず、地域力磨き上げ応援及び改善事業の明日の地域づくり支援であります。これらの事業は、住民と一体となった地域づくりを目指す市町村に対し、地域再生アドバイザーを短期派遣し、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的なアドバイスを行ったほか、個性と魅力にあふれた地域づくりの取り組みに対する支援を行ったところであります。

次に、宮崎縣市町村間連携支援交付金交付で

あります。この事業は、人口減少、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う取り組みに対し、交付金を交付し支援を行うもので、延岡市ほか15市町村に支援を行ったところであります。

今後とも、交付金を活用し、広域活力の創造に資する市町村間連携の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、移住・定住・交流促進強化であります。この事業は、本県への移住等の促進を図るため、東京と大阪で相談会を開催するとともに、市町村の移住促進のための取り組みに対する支援を行ったところであります。

今後とも、移住の一層の促進を図るため、県下全域での移住者の受け入れ・支援体制の整備や情報発信を図ってまいりたいと考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

地価調査であります。この事業は、県内の標準的な土地の標準価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として提供を行ったところであります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後になりますが、監査における指摘事項についてでございます。決算特別委員会資料の36ページでございます。

指摘事項の2つ目の支出事務についてであります。宮崎縣市町村間連携支援交付金事業において、交付決定事務がおこなわれているものがございました。この事業は、先ほど御説明したとおり、複数の市町村が取り組むものに対して補助を行うものでございますが、交付申請書提出後の調整等に時間を要したものでございます。

再発防止策といたしまして、適切な事業執行

スケジュールを担当内で共有し、速やかな事務処理を行うよう、職員に周知徹底を図ったところでございます。

中山間・地域政策課の説明は以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の平成26年度決算について御説明いたします。

お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。フードビジネス推進課の欄をごらんいただきたいと思っております。

予算額は8億8,051万7,000円に対しまして、支出済額7億1,125万7,962円、翌年度への繰越額が1,800万円、不用額は1億5,125万9,038円、執行率は80.8%で、翌年度への繰越額を含めると82.8%となっております。

次に、20ページをごらんください。当課の決算事項別の明細は、20ページから21ページに掲載しております。このうち、21ページをごらんください。

(目) 計画調査費であります。不用額が1億5,109万2,064円、執行率が78.9%となっております。この不用額のうち主なものを申し上げます。

まずは、負担金・補助及び交付金の不用額1億296万8,988円です。これは、フードビジネス雇用創出プロジェクト推進事業の食料品製造企業を対象とした補助金につきまして、補助申請後に事業内容の変更や事業費の減少などがあり、減額変更が生じたため、補助金に不用額が生じたものであります。

次に、委託料の3,552万7,799円につきましては、フードビジネスアカデミーやフードビジネス相談ステーションの運営委託に関する経費などの執行残によるものです。

次に、旅費753万994円につきましては、各プロジェクトの推進に要する職員や外部専門家の活動旅費等の執行残であります。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明いたします。

平成26年度主要施策の成果に関する報告書の28ページをお開きください。

人づくりの(1) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

高等教育整備促進の事業であります。下の段の施策の成果等にありますように、県内11の大学などで構成される高等教育コンソーシアム宮崎が実施するコーディネート科目の開設、これは大学の枠を越えて共同で講座を実施するものですが、このほかインターンシップ事業の実施など、高等教育機関相互の連携事業や高等教育機関と地域社会との交流・連携に関する事業について、支援を行ったところであります。

今後とも、県内高等教育機関の連携支援による魅力ある高等教育環境づくりや、高等教育機関の有する知的資源を活用した地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、29ページの産業づくり、(1)の産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。

まず、みやざきフードビジネス推進体制構築であります。平成25年3月に策定したみやざきフードビジネス振興構想を推進するため、県内産学官金による全県的な推進体制を初め、庁内や地域における推進体制を整備しますとともに、拡大、挑戦、イノベーションの3つのプロジェクトに10のテーマを設定しまして、関係する企業や団体と連携して取り組んだところであります。

次のみやざきフードビジネス雇用創出プロ

プロジェクト推進は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクト事業を活用しまして、フードビジネスの拡大を図り、食関連産業の成長産業化によって、県内の雇用の創出を図るものでありまして、フードビジネス相談ステーションの設置やアドバイザーなどの外部専門家の設置のほか、食料品製造業の企業におけるフードビジネス人材の育成の支援、このほかフードビジネス企業への就職セミナー等を開催したところであります。

このような取り組みの結果、県内の各地域・分野において、フードビジネスの動きが活発化しているところでありますが、今後ともフードビジネスプロジェクトを着実に推進するとともに、県内生産力の向上や食による観光宮崎の新生といった構造的な課題の解決に取り組みながら、本県の強みである農業を核とした裾野の広い食関連産業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

次に、改善事業の産学官連携促進であります。

平成23年3月に改定した宮崎県産業科学技術振興指針に基づきまして、県内産学官の連携による新産業・新事業の創出を図るため、宮崎県産学官ネットワーク委員会を開催し、産業人材の育成等について意見交換を行ったところであります。

30ページに施策の成果の取り組みがございます。ここの⑤にありますけれども、この委員会の意見に基づく取り組みとしまして、平成26年度におきましては、県内のコーディネーター人材の養成研修や大学などの研究シーズを取りまとめた、わかりやすい大学等シーズ集の作成に取り組んだところであります。

29ページに戻っていただきまして、一番下の欄、新規事業の産学官金連携による地域経済循

環創造であります。これは、総務省の地域経済循環創造事業を活用し、地域の金融機関や大学等と連携しながら、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取り組みを支援するものであり、昨年度は2件の実績がありました。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべきことはありません。

フードビジネス推進課は以上であります。

○清山主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 13ページの統計調査課、役務費の不用残140万円。説明では、通信運搬費、郵送代が軽減されたということだったんですけども、金額的に700万円の予算で140万円、かなりの縮減だなと思っているんですけど、具体的に、この140万円の内訳を、もう一回説明いただきたいと思います。

○奥野統計調査課長 役務費の不用額141万6,472円についてですが、基本的に役務費は通信運搬費とかの経費に使うことが多いわけなんですけれども、最近では、メールで一斉に市町村にお知らせをお届けしたりとか、そういうことで対応いたしまして、節約を図ったところでございます。

○満行委員 フードビジネス推進課は、人づくりということで、高等教育整備、産学官金という事業を所管しているということですよ。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課におきましては、担当としてフードビジネスの推進に係るものと、あと産学官連携担当で高等教育ですとか、あるいは高等教育を持っているという関係もございまして、人づくり関係の事業が上がっております。

○満行委員 わかりました。結構です。

○来住委員 統計調査課で農林業センサスが行われて、調査の結果は、国が平成28年、来年3月に公表する予定だと。本県分についての統計データを取りまとめて公表を行いたいということで、本県分についての公表は、来年3月の国が発表した後になるか、いつになるかを教えてほしいと思います。

○奥野統計調査課長 農林業センサスでございますけれども、全県分の全ての調査項目について一度に公表するというのではなくて、段階的に公表するというようにしております。統計調査課としましては、宮崎県関係の基本的なところだけでもまとめたいと考えておまして、11月には公表できるように、今、作業を詰めているところでございます。

○来住委員 フードビジネス推進課、お願いします。主要施策の報告書の29ページの下から2段目です。産学官金連携による1億円の事業、この事業の内容、2件あったとなっているんですが、全然わかりませんので、具体的にどんな事業なのか、内容をもう少し詳しくお願いしたいと思うんです。

○黒木フードビジネス推進課長 この事業で昨年度2件の補助をしておりますが、そのうちの1件は高鍋町の南九州化学、こちらが、現在、県内では未利用の鶏ふんの燃焼灰とニッケルスラグ、こういった地域の未利用の資源を活用して、安くて高性能の土づくり肥料をつくらうとすることで設備の導入を図るということがございましたので、こちらに5,000万円の補助を行っております。

もう一つは、小林市のシイカトウという企業に対しまして、抹茶、粉末茶の需要が最近高まっておるという観点から、この会社が加工用、海外向けで伸長しているだけに、これに対する対

応ということで設備を導入したいということがございましたので、ここの設備導入費につきまして5,000万円の補助を行っております。

○来住委員 例えば南九州化学の事業が5,000万円交付されて進んでいったんですけど、具体的な、その成果はどんな状況なんでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 昨年度、この設備を設置しまして、現在、稼働中ではございますけれども、まだ機器についての調整等を行っております。今年度につきましては、まだ売り上げ等は上がっておりません。しかし、計画上もそのような計画でございまして、今後、土づくり肥料を生産し、最終的には、雇用目標としても4名の方を雇用できるように取り組みを進めていく予定としております。

○来住委員 これは歳入になるんですが、監査委員の審査報告書の18ページの一番上の段に、交通安全対策特別交付金があるんですが、これが昨年比べて10%減となっているんですけど、それがどんな理由なのかなって。それは皆さんのほうに聞いていいの、どこに聞いていいかわからないもんですから、お聞きしたいんですが。

○清山主査 この担当課については、後半の2班目に当たるようなので、後で質疑をお願いします。

○新見委員 まず、秘書広報課にお聞きしたいんですけども、報告書の14ページです。下の施策の成果等の中に「職員の広報力の強化に努める」という表現がございまして。これは職員の皆様が県のホームページなんかいろいろ発信されてる状況がございまして、どういう形で職員の広報力の強化に努めていらっしゃるのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○菊池広報戦略室長 広報力の強化でございます。今委員のおっしゃいましたとおり、ホームページももちろんございますので、ホームページの扱い方の研修を年間5回やりまして、それに対しまして職員が114名参加して、ホームページをうまく活用して、きちんと情報発信ができるような研修を行っております。

それとあわせて、広報紙をつくるというような観点から、広報紙の作成に係ります企画とかレイアウト、これに関する研修を行いまして、32名の職員が参加。また、カメラ、写真ワークの専門研修もございますので、そういう写真の研修ということで、専門的な研修を1回、これも36名という職員が参加して、こういうことで広報力を磨いて、適時的確な広報ができるように研修を行ったところでございます。

○新見委員 総合交通課、18ページですけれども。バス路線活性化対策の中で、市町村が行うバス路線の見直しという表現がございます。これは、今年度はうちが見直しをしたいと市町村が手を挙げて、こういった支援をするという形になるんですか。そこのシステムを教えてください。

○野口総合交通課長 年度当初に市町村に活用意向調査を行った結果でございまして、26年度につきましては、えびの市と門川町から手が挙がったところでございます。補足をして御説明申し上げますと、えびの市は24年度にコミュニティバスの実証実験を行ったんですけれども、利用が少なかったために、再度見直しを行いたいということでございました。また、門川町につきましては、まだコミュニティバスを導入していないがために、一度調査をしてみたいと、そういった意向でございました。

○新見委員 これは毎年度当初に、こういった

ことで取り組まれているんですか。

○野口総合交通課長 この事業は、昨年度から実施をしまして——その前にも名称は違いますが、けれども、類似の事業がございましたけれども、この名称につきましては昨年度からでございまして——今年度も実施しております。ただ、今年度につきましては、この調査事業について手が挙がった市町村はございません。

○坂口委員 報告書の23ページの中山間地域とつながろう盛り上げ隊派遣事業です。中身から聞きたいんですけど、これはどこに支出されていくわけなんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 盛り上げ隊の運営事務局を民間に委託しておりますので、その民間団体、具体的にはNPO法人みんなのくらしターミナルでございましてけれども、そちらに委託料を支出しております。

○坂口委員 派遣回数112回で420万円と、大体1回が4万円弱ぐらいですかね。622人で440万円余りという約7,000円の1人当たりのコストということになっていると思うんですね。そういった人たちの外部からの応援がなければ、地域のさまざまな活動とかができないので、これはすごく意義があることだと思うんです。だから、ずっと続けられていると思うんですけれど。応援に行かれる方たちは全くのボランティアですね。コーディネートするところが経費をいただくということになっているわけですね。むしろ、少額なれども、1回4万円ぐらいの経費で3回、春、夏、秋祭りぐらいに盛り上げ隊を頼むという自治体があったら、そこに10数万円の補助をやって、それでお金を払ってでも入り込んでもらって、主催者側の意向に沿った動きをしていただくとか、いわゆる雇用の形で必要な人をそこで使っていくとかいう方法と

か、そういったことも検討していかないと……。

4～5人を送り出すのに、4～5万円の経費をかけてやって、そこに行く人たちはかなり重複していると思うんですけども、ボランティアで行っているということで、本当に健全な形かなというのが一つ気になるんですよね。ずっとやって、それで、ある時間を要したら、数年間を要したら、それで完全に自己完結になって、事務局がなくなっても、それが自動的にそういったことが継続されていきますよというところにつながる事業だったら、わかるんです。この予算をカットしたら、もうそれは終わりですということじゃ……。いつまでも続けられるということを前提でやっていかないと。もうこの予算は認められませんかとなったときに、そこはすごく罪なことになると思うんです。そここの工夫が、もう要るんじゃないかと。長いですよ。

それから、1人당りに7,000円、1回、4～5人、5～6人出すために4万円という事務費がかかる、これまた高いか安いという判断が一つ要ると思うんです。受託する側からすれば、うちはそれだけ経費がかかるんだということになれば、当然、経費を積み上げたものをいただかないとコーディネートできませんということになると思うんですね。そこで、当然、その必要な経費、この場合は金額を決定するための査定とか積み上げ基準というのがあろうと思うんです、経費の見方。そこらは、いろんな事務費プラス人件費みたいなもので、1回、1人送るのに何ぼかかりますよって、そういったことを積み上げて行って、ある程度根拠に基づいた積算がなされると思うんですけど、それはどういった考え方で積算されて委託料が決まってくるということになりますか。

○石崎中山間・地域政策課長 御質問にありました、この盛り上げ隊というのは、非常に集落の方にも喜ばれておりますし、あるいは……。

○坂口委員 いや、そこはわかっているんです。もう聞いたことだけ……。

○石崎中山間・地域政策課長 ただ、その中で課題としまして、委員がおっしゃるとおり、では、このシステムをいつまで続けるのか、県が委託するという形……。

○坂口委員 いや、そうじゃなくて、コストをどうやって決定するのかって。喜ばれているのはわかっている。喜ばれてなけりゃ、予算の時点で、これは蹴ってますよ。

○石崎中山間・地域政策課長 失礼いたしました。確かに積算に当たりましては、これまでの派遣実績を見まして——盛り上げ隊員だけではなくて、実際に委託先が現場に行ったりしてコーディネートしますので、その交通費など。それから、盛り上げ隊の啓発普及等のために市町村を回ったり集落を回ったりします、そういった交通費関係。それから、実際、運営主体の人件費等を仕様書に基づき、企画書積算を提出していただきまして、その内容を県で審査をいたします。当然、その人件費等については高過ぎないか、県の旅費単価等から見て妥当かといったようなところを審査いたしまして、積み上げ決定するものでございます。

○坂口委員 そうだと思うんですね。契約相手方を決めるのに、最終的には希望者を募って、最も適する人との契約に落ち着いていくと思うんですけど、そのときの金額というものは、固定されるのか、競争になるのかわかりませんが、出てくる。そのときなんですけど、今の積み上げでいくと、ここからここまで通うのに旅費・日当がかかりますよということで、

委託先の所在地……。例えば高千穂に入り込むのに、延岡にある委託先と、串間あるいは日南にある委託先では、実費という考え方では、移動に要する経費というのはおのずと違ってきますね。だから、こここのところをどう考えられるのかというのが一つ。

本社で使う電話料とか事務費とか電気代、光熱水費、そういったものがかかりますよね。事務体制を整えるために。ここからなんですけれど、土木工事とかいった請負工事になると、経費は、丸一日、1つの仕事しかなければ、その経費は全部その仕事で確保しなきゃ出てこないんですよ。ところが、年間幾つかの工事なり、あるいは委託をもらうと共通経費があるんですね。事務所は1カ所あれば10カ所ぐらいの仕事ができますよとか、電話番が1人おれば、10カ所の連絡先と連絡できますと。こういったものはしっかり精査して、減額をやらなきゃだめなんですよ、減額をやらなきゃ。だから、そのところで、この方が1つしか受託してないかどうかということ、重複した経費が県からそこに出ていないかというものの精査が一つ要すると思うんです。それをどうされてるかというのが一つ。

価格競争でいけば、1つとったところはさらに有利じゃないかと、次は半分の経費で年間経費が出るから、半分の経費を積み上げて入札参加できるじゃないかということで、ここでまた矛盾点が出てくるんですね。だけど、税金を使った契約だから、そこはしっかり説明できるルールを立てないと。これは、僕は何年も前に一遍指摘したんですよ。ところが、相変わらず同じようなことをやっておられるから、説明が本当につくのかなと思って。

今そういったものを総合的にやるために、総

合評価方式というものをやりますよね。その中で評価すべきものというのは、過疎地域の自立につながるかどうかというような項目とか、でも、そこが手を引いたら終わってしまうよという項目とか、そういったものを、ここに成果でなくて効果を求めるべきものを入れていって、総合的に評価をやると、そういう工夫をやらないと、この契約の形は、僕はどうも納得できないんですよ。

これ、今返事は難しいかもわかりませんが、これは今まで、過去何度か僕は指摘していますから、また次の機会ぐらいにはしっかり整理を庁内でされて持ってきていただかないと、だめだと思うんですね。仏をつくって魂が入らないじゃ、やっぱりだめだと思うんです。立派な仏だけが残っても。そのところを考えていただかないと。小さい金額だけど、余り効果は見れないと思うんです。1回、たった5～6人送るのに4～5万円ぐらいかかっているんですよ。本当にそんなにかかるかなって。そして、行く人はボランティアなんです。ありがとうございます、お茶飲んでくださいという姿勢で迎えなきゃ……。おまえ、そんなことをやってたらだめだ、あれやれ、これやれという指示は、雇用してる人じゃないから、なかなか難しい。そのところを、本当にこの事業でいいのかということ、をそろそろ考えないと、これはもう随分長いですよ。何かあったらお答えいただいて、なければ、今後の検討課題としてしっかり検討していただきたい。説明できるようなものを整理していただきたいと思います。

○石崎中山間・地域政策課長 事業のあり方等について検討していきたいと考えております。

○丸山委員 移住のことについて少しお伺いしたいんですけども。移住の実績、26ページに

も4年間で200件以上で、いいことだと思ってるんですが。この移住された方々のフォローアップを、我々よく議論しているんですけど、23年から62件、63件、63件、64件と。このあたりのフォローアップはどのようになっているのか、お伺いしたいと思ってるんですけど。

○石崎中山間・地域政策課長 移住後のフォローアップについては、この委員会等におきましても、再三にわたって御意見等をいただいております。ただ、これまで移住した後のフォローアップについては、なかなか難しかったのが現状でございます。やはり出ていく際に、それをどうやって把握するのかとか、いろんな問題がございます。ただ、今年度から取り組んでおりますけれども、市町村に対して、例えば移住者の会を組織するとか、あるいはフォローアップする人材等を設置するといったような場合には、補助枠を拡大するといったようなこととしております。

今後とも、実際に移った後、住み続けていただけるかというのが非常に重要な点であると考えておりますので、工夫を凝らしていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、そういう形で工夫をしていただきたいと思えます。

あと、同じ項の26、27に、特に27に書いてある土地の調査についてなんですが、以前、私も指摘したと思ってるんですが。国でも同じような、国土利用計画に基づくのではなく、別な計画に基づいて、ほぼ同じような土地の調査、価格調査をやっているんですが、それがイコールじゃないから、やらなくちゃいけないんですよということだったと認識してるんですけども。これが本当に有効なものとしてやられているのか。もう一つ別の調査がありますので、そ

れとの整合性なり、税金を二重に使っているんじゃないかという思いが非常にありまして。これは2,000万円、毎年毎年続けていく。本当にこれでいいのかなというジレンマを持っているものですから。その辺の調整、どういう形で利用されているかと思っているのか。ほかの調査ともう少し整合性を持って、これをやめてもいいんだよとか、検討も含めて、ぜひしていただきたいと思ってるんです。その辺どうなっているでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 この地価調査と類似のものとして、一つ、地価公示がございます。地価公示につきましては、都市計画区域内の地点を選定して調査を行うものでございます。それに対しまして県の地価調査は、都市計画区域外のところでもやっております。この県の調査も含めまして、市町村の固定資産税の価格設定の際の参考、あるいは民間の土地取引の際の参考になっておりますので、現状のところは、このまま継続していくべきものと考えておりますが、都道府県といたしましても、似たような調査が年に2回行われるということの課題というのは認識しておりまして、地価調査について何か検討ができないかといったような要望は以前から上げているところでございます。

○丸山委員 都市計画区域外もやってるということなんですが、外だったら、多分いいと思うんですけども、都市計画区域内も重なってる面が結構あったと認識してるものですから、同じようなことをやっているのであれば、どちらか片方でやったほうが、もとは貴重な税金ですので、その辺はしっかりと国にも……。また、ほかの都市計画に基づく土地公示であれば、その辺はうまく調整をやっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○清山主査 私から、一つ聞きたいんですけれど。部長か次長か、どちらのお答えが適切かわかりませんけれども。

統計調査課の御説明で、幾つかの効率的な作業により職員手当を185万縮減して、先ほどの説明だとメールなどの通信などの効率化で役務費が140万円、そのほかにも、その下のほうの役務費で電子媒体を活用して経費節減とあったんですけれども、際立って統計調査課が、そうした事務の効率化で、今回、不用額が出ているんですが、これは統計調査課の予算が過剰に見積もられていたのか、それとも、統計調査課ならではの業務の特殊性でここまで節減が図れたのか、それとも、ほかの統計調査課以外の課で、まだまだこうした事務効率の努力が足りないのか、どういうことでこれだけ差が出てるのか教えていただきたいんですが。

○茂総合政策部長 ただいまの件については、各課ごとに、さらに精査をしないと、わかりにくいところがあるかもしれませんけれども、確かに統計調査課は、対外的に連絡調整をすることが非常に多いということがありますので、その効果はかなり出てきているのだらうと思います。これについては、やはり貴重な税金を使わせていただくわけですから、各部各課とも、その節減には最大限の努力をしていく必要があると考えております。

○清山主査 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 以上をもって、第1班の審査を終了いたします。

第2班の説明時間は25分ですので、暫時休憩して、説明だけ、午前中の中に受けてから、その後に質疑とさせていただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時32分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。

平成26年度決算についての各課の説明を求めます。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成26年度決算特別委員会資料の4ページをお開きください。

生活・協働・男女参画課のところですが、予算額4億6,287万4,000円、支出済額4億4,483万7,921円、翌年度繰越額が1,302万3,000円、不用額は501万3,079円、執行率は96.1%で、翌年度繰越額を含めると98.9%であります。

次に、22ページをお開きください。ここから26ページまでが、当課の決算事項別明細となっております。

それでは、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

24ページをお開きください。

(目) 社会福祉総務費で、不用額が122万3,003円であります。この不用額のうち主なものは、給料35万9,615円と、共済費28万8,872円ですが、これは職員の育児休業による執行残であります。

25ページをお開きください。

(目) 県民生活費で、不用額が153万4,234円あります。この不用額のうち主なものは、旅

費57万1,742円、需用費44万3,584円でありますが、これは主に消費生活センターの事務費の執行残であります。

次の26ページをごらんください。

(目) 児童福祉総務費で、不用額が138万3,199円、執行率は73.7%であります。この不用額のうち主なものは、需用費70万5,583円でありますが、これは主に啓発資料の入札による執行残であります。

執行率につきましては、平成27年2月補正の国の地方創生交付金を活用した事業が繰り越しとなったことによるものでありまして、繰越額を含めると、執行率は97.5%であります。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の31ページをお開きください。

人づくり、3の(1) 男女共同参画社会の推進についてです。

男女が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、下の表の主な事業名の2つ目、男女共同参画推進地域リーダー養成としまして、地域リーダーになっていただく方や市町村職員を対象とした研修会等を開催し、推進体制の強化に取り組んだほか、次の女性のチャレンジ応援としまして、県男女共同参画センターに専門相談員を配置し、再就職や起業等にチャレンジする女性への相談事業等に取り組みました。

また、一番下の新規事業のみやざき女性活躍加速化といたしまして、国の交付金を活用し、女性が意欲と能力を発揮できる環境づくりを推進するため、企業向けフォーラムを県内3地域で、また、女性向けセミナーを宮崎市で開催しました。

32ページをお開きください。

男女共同参画センター管理運営委託といたしまして、男女共同参画社会づくりの推進拠点であります宮崎県男女共同参画センターの管理運営を、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構に委託し、県民への情報提供や啓発、相談事業等を実施いたしました。

施策の成果といたしましては、ページ下の②にありますとおり、男女共同参画を推進するためのリーダー養成等により、地域における男女共同参画社会づくりを推進できたところであり、また、次のページの④にありますとおり、女性が多様な働き方を実践できる環境づくりを目指す、みやざき女性の活躍推進会議の設立に向けた発起会を立ち上げたところあります。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

34ページをお開きください。

(2) のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

NPOや企業など多様な主体が積極的に社会貢献活動に参画し、協働が促進される社会を目指し、下の表の主な事業名の1つ目、地域福祉等推進特別支援といたしまして、国の補助事業を活用し、ボランティア活動に関する広報・啓発、NPO法人設立運営等に係る相談対応、研修会等の開催によるNPO・ボランティア活動の支援や、多様な主体の交流の場となる協働商談会などに取り組みました。

また、3つ目の協働による未来みやざき創造といたしまして、県との協働事業の提案を公募し、NPO等多様な主体との協働を推進いたしました。

施策の成果といたしましては、35ページの①にありますとおり、NPO・ボランティア活動を支援するとともに、NPO、企業、行政等の多様な主体が交流し相互理解を深めることで、協働して地域課題解決に取り組むきっかけづくりができたところであり、また②にありますとおり、県事業における協働事業数も順調に推移しているところであります。

今後引き続き、協働の重要な担い手でありますNPOへの支援を強化してまいりたいと考えております。

36ページをお開きください。

くらしづくりの1の(1)安心で快適な生活環境の確保についてであります。

施策の目標、1つ目の丸、消費生活の相談体制が整い、必要に応じ適切な支援が受けられる社会を目指し、下の表の主な事業名の2つ目、消費生活啓発員設置といたしまして、県消費生活センターの都城・延岡支所にそれぞれ2名の啓発員を配置し、悪質商法等による消費者被害の未然防止に取り組むとともに、その下の消費生活相談員等設置といたしまして、本センターを含め、計12名の専門相談員を配置し、相談者への助言や事業者への指導、あっせんに取り組みました。

37ページをごらんください。

相談しよう！多重債務者対策といたしまして、啓発キャンペーンや勉強会等を開催し、多重債務の相談窓口等の周知や多重債務の解消に向けた支援に取り組んだほか、次の消費者行政活性化といたしまして、国の交付金により設置した消費者行政活性化基金を活用し、メディア等による広報・啓発や市町村が行う事業への支援を行いました。

施策の成果といたしましては、②にあります

とおり、消費生活センターに寄せられた苦情や相談に対して、問題解決の支援を図ることや、⑤にありますとおり、消費者行政活性化基金を活用し、市町村の相談体制の整備を図ることができました。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

38ページをお開きください。

2の(1)安全で安心なまちづくりについてであります。

県民一人一人が防犯意識を高め、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指し、下の表の主な事業名にあります改善事業の犯罪のない安全で安心なまちづくり促進といたしまして、学校等へのアドバイザー派遣や県民のつどいの開催等により、県民の意識啓発等に取り組みました。

今後とも、市町村、関係機関・団体との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

39ページをごらんください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。

県民一人一人の交通安全意識が高まり、交通事故のない安全で安心な社会を目指し、主な事業名にあります改善事業の交通安全対策啓発といたしまして、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、メディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

施策の成果につきましては、ページ下の③にありますとおり、本県は後部座席シートベルト及びチャイルドシートの着用率が全国でも下位レベルにありましたことから、今後とも、全席

シートベルト・チャイルドシート着用の推進を運動の基本に掲げ、啓発等に取り組むこととしております。

なお、今年度、チャイルドシート着用の全国一斉調査では、本県は全国15位とかなり着用率が上がっておりまして、一連の啓発等の効果があらわれているものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

当課の説明は以上であります。

○神菊文化文教課長 続きまして、文化文教課の歳出決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の4ページにお戻りください。文化文教課の欄でございます。

予算額66億4,145万3,000円に対しまして、支出済額は66億1,603万8,556円であり、この結果、不用額は2,541万4,444円、執行率99.6%でありました。

続きまして、28ページをお開きください。当課の決算事項別明細は30ページまでとなっておりますが、このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

30ページをお開きください。

(目)事務局費につきましては、不用額が2,437万1,027円となっておりますが、このうち主なものとしましては、まず、負担金・補助及び交付金の不用額1,873万2,616円であります。このうち主なものは、私立高等学校等就学支援金1,607万2,062円であります。

本支援金は、私立学校生徒に公立高等学校授業料相当額等の支援を行うことにより、保護者の教育費負担の軽減を図るものであります。対象事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、扶助費の不用額494万9,500円につきま

しては、生活保護世帯等に対して、私立学校生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図る私立高等学校奨学給付金であり、支給対象生徒数が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、平成26年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の40ページをお開きください。

未来を担う人材が育つ社会の魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

下の表の主な事業及び実績であります。まず、私立学校振興費補助は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等に対して、人件費などの経常的経費の一部を補助したところであります。

次に、その下の私立高等学校等就学支援金は、平成22年度から公立高等学校の授業料が無償化されたことにあわせて、その無償化された授業料相当額を基準に、生徒の保護者世帯の収入に応じて加算して支給したところであります。

これらの事業により、保護者の経済的負担の軽減や学校教育環境の充実、教職員の資質向上、教育活動の充実等を図ったところであります。今後も引き続き、これらに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、42ページをお開きください。

生涯を通じ活躍し挑戦できる社会の文化の振興であります。

下の表の主な事業及び実績であります。宮崎国際音楽祭開催につきましては、第19回でございましたが、メイン演奏会を11回、子どものための音楽会を2回開催し、来場者数は1万4,151人でありました。

また、あわせて平成27年度の第20回音楽祭の

準備を行ったところであります。

その下の県立芸術劇場管理運営につきましては、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場に業務を委託したところであり、年間の利用者は23万4,361人でありました。

次に、その下の県立芸術劇場大規模改修につきましては、安全面や緊急性、修繕内容等を検討するとともに、これらを踏まえながら計画的に実施しているところであります。平成26年度は空調設備の改修や演劇ホール調光器盤更新などを行ったものであります。

さらに、その下の県文化賞につきましては、本県文化の向上・発展に顕著な功績を上げた方を顕彰するため、芸術部門、文化功労部門、体育部門において各1名、計3名の方を表彰いたしました。

続きまして、43ページでございます。

まず、若山牧水賞では、歌人、大松達知さんが受賞されたところでございます。

次に、その下のミュージックランドみやざき協働につきましては、音楽を気軽に楽しむ機会と発表の場を提供するため、県内のNPO法人等に委託し、宮崎市など4市町村において音楽公演を実施したところであります。

また、その下の地域の芸術文化環境づくり支援事業につきましては、串間市などにおいて、偉人・先人顕彰事業など3件の文化事業に対して支援を行ったところであります。

次に、一番下の新規事業の国民文化祭誘致推進につきましては、平成32年度の国民文化祭の本県誘致開催を国に要望しているところでありますが、その機運の醸成等を図るため、有識者懇談会を開催したところであります。

今後も引き続き、文化の鑑賞機会や創作発表の機会の充実を図るとともに、文化活動を支え

る環境の整備等を進めることにより、多くの県民が文化に親しみ、ゆたかさを実感できる社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

文化文教課の説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

平成26年度決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、4ページをお開きください。

人権同和対策課のところでございます。予算額1億3,693万8,000円に対しまして、支出済額1億3,633万9,607円で、不用額は59万8,393円、執行率は99.6%となっております。

次に、32ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細であります。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、平成26年度の主要施策の成果について御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の45ページをお開きください。

3、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(3)人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。

一番上の改善事業、人権が尊重されるみやざきづくり啓発推進事業により、人権啓発強調月間及び人権週間における集中啓発等を行い、その下の段になりますが、人権ハートフルフェスタ事業により、人権に関する詩の朗読や音楽の演奏を通じて、感性と理性に訴えかける形式の啓発を行っております。さまざまな啓発事業を通じて、多くの県民の方に御参加いただき、県民の人権意識の高揚、機運の醸成を図ったところであります。

また、一番下の宮崎県人権啓発センター事業により、各種の研修会の開催、講師の派遣、研

修用ビデオの貸し出し等を行い、啓発・研修の推進に努めたところであります。

今後とも一層の工夫を凝らしながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

46ページをお開きください。

えせ同和行為等対策事業であります。

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因の1つでありますので、アンケート調査やリーフレットの配布、講習会の開催等により、えせ同和行為を排除するための広報・啓発に努めたところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課は以上でございます。

○青出木情報政策課長 情報政策課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。

情報政策課のところでございます。予算額8億8,364万2,000円に対しまして、支出済額8億5,062万1,727円、翌年度繰越額1,470万円、不用額1,832万273円、執行率は96.3%となりますが、翌年度への繰越額を含めると97.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

34ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、(目)企画総務費の不用額701万1,279円でございます。この不用額の主なものは、需用費243万7,971円でございますが、これは、年度末の異動等に伴います各所属の県庁LAN設備の移設等が想定よりも少なかったことによる執行残などによるものでございます。

続きまして、使用料及び賃借料111万7,710円

でございますが、これは、サーバー統合基盤へのシステムの移行等に伴いまして、データセンターのサーバーラックに係る賃借料が一部不用となったことなどによるものでございます。

また、負担金・補助及び交付金126万2,237円でございますが、これは主に、公的個人認証サービス事務の委任先でございます地方公共団体情報システム機構に対する交付金の額が確定したことによる執行残でございます。

次に、35ページをお開きいただけますでしょうか。

(目)計画調査費であります。不用額が1,130万8,994円で、執行率は79.7%となっております。これは、まず、委託料574万6,233円でございますが、宮崎情報ハイウェイ21に係る災害等復旧のための費用が不用であったことなどによるものでございます。

また、負担金・補助及び交付金539万1,000円でございますが、これは主に、携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の額の確定による執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の48ページをお開きいただけますでしょうか。

1、安心して生活できる社会の(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進についてでございます。

まず、新規事業の社会保障・税番号制度システム整備であります。これは、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度におきまして、国や他の自治体と情報連携するために必要となりますシステムの基本設計を実施したところでございます。

また、携帯電話等エリア整備でございますが、

これは、携帯電話等のサービスが提供されていない地域におきまして、サービスを提供するための施設を市町村が整備いたします際に、国及び県が補助を行うものでございます。

平成26年度におきましては、日之影町の見立にございます奥村という地区でございますけれども、ここは森林セラピーのコースでありますとともに、傾山への登山道の入り口ともなっているところでございますが、この地区において事業を実施いたしまして、登山客等の利便性の向上を図りますとともに、当該地区内1世帯のサービス未提供世帯の解消が図られたところでございます。

以上、主要施策の成果についてでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

情報政策課の説明は以上でございます。

○清山主査 以上で説明は終了いたしました。続きは午後1時10分より再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時6分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

○神菊文化文教課長 先ほど、当課の説明の中で、監査委員の決算審査意見書に関する説明が漏れておりましたので、大変申しわけございませんが、追加して御説明させていただきます。

当課につきましては、同報告書に関して報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○清山主査 以上で全ての説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 男女共同参画についてお尋ねをい

たします。成果報告書の31ページの男女共同参画推進地域リーダー養成の基礎編、実践編の受講者の男女別、33ページの男女共同参画センター利用者の状況、相談事業の状況の男女比がわかれば教えてほしいんですけど。

○村上生活・協働・男女参画課長 地域リーダー養成の男女別の割合は、ちょっと数えますので、お時間をいただきたいと思います。

33ページの男女共同参画センターの相談の男女別は、総合相談だけ見ますと、77%と23%の割合の男女比率となっております。

地域リーダー養成のほうは、もうちょっと…

○清山主査 それでは、その間に何かあれば。

○来住委員 男女共同参画のところなんですけれども、いわゆる性的少数者という方々、実際にはかなりいらっしゃるんですよ。トータルとしては1割だとか。性的少数者も性同一性障がいとかいろいろあって、広いんですけど。親にも相談できない、友達にも相談できないという、非常に悩んでいらっしゃる方がいっぱいいらっしゃると思うんですが。そういう方々の相談を受けてくれる、行政として県だとか、それから市段階でも。僕が知ってる都城にも、市の中に1つの係として女性関係のそういうのがあるんですが。現実に性的少数者からの相談についての県や市町村の相談窓口というんですか、そういう体制はどうなってるのかというのが一つ。あなたの課なのかどうか、わからないんですけど、教えていただきたいなと思ってるんですけど。

○吉田人権同和对策課長 性的少数者の問題につきましては、委員がおっしゃいましたように、最近の調査では7.6%と、13人に1人ぐらいいるという調査結果も出ております。

最近、そういう形で話題になっておる関係で、窓口を決めてくださいという話も国からもございまして、一応県の窓口としては人権同和対策課で担当してると。市町村につきましても、その担当窓口等をお願いしていくという形にはなるのかもしれませんが、現状としては、話題としては提供しておりますけれども、人権関係の主管課のほうに、具体的なところまでは市町村とお話はしてないところでございます。

○来住委員 13%と言われたの。

○吉田人権同和対策課長 7.6%でございます。

○来住委員 決して少なくないと思うんですよ、低くないと思うんですよね。ですから、そういう点では、もっと相談の窓口を、県民の皆さん方に、ここに行けば大丈夫よというものをもっと明確にして、そういう方々にお知らせしていくというのは非常に大事だと思うんです。ほとんどの皆さんが、みずから性的少数者だということをお話しできないと。性を男、女という、この2つの性に分けられること自体に違和感を持つ方もいっぱいいらっしゃるし。そういう点では、体制をつくってほしいなと思います。

現に性的少数者からの御相談というのを受けたい実績というのがあるんでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 特にはございません。

それと、先ほどちょっと混同しておりましたけれど、この性的少数者の問題につきましても、具体的に私どもで担当するという形では、まだありませんで、人権という取り組みの中でそういう御相談、性的少数者の方の人権問題の御相談があったときは、私どもで人権問題として受けとめているという状況でございます。市町村にも、そういう趣旨の、情報としては提供させていただいている段階でございます。

○来住委員 部長、僕はおくれてると思います。

そういう相談窓口をちゃんと……。今、人権なのか、こっちなのかですけど。いずれにいたしましても、もう少しおまとめになって、窓口を広げてあげたほうがいいのではないかと思いますけれど。

○茂総合政策部長 性的少数者については、今の7.6%で13人に1人という報告がありましたけれど、私も、これはかなり多い数字だなと思っております。

性的少数者については、どう対応していいか、まだよくわからないというのが、多分正直なところだと思うんですよね。これについては、やはり悩みも深いと思います。県議会でも、これまでいろいろ話題になりました。ですから、そういう方たちの思いを酌み取りながら、十分相談を受けられるような——いろんな研修も必要だと思います。間違った話もできませんので、非常に大事な話ですから。ですから、このあたりは、これから適切に対応していくようにしていきたいと思います。

○来住委員 ぜひひとつ、よろしく願い申し上げておきたいと思います。

何という本だったか忘れましたが、著者も。「世界がもし100人の村だったら」という本があります。その中に性的少数者は100人に10人いるというように書かれておまして、7.何%というのは、かなり近いですよ。

次へ行きます。資料の37ページの多重債務者対策のところなんですけれど。僕も長いこと議員してまして、以前は年間に相当相談がありまして、破産の手続をしてあげたりしてましたけれど、最近ほとんどないんです。多重債務に対する相談などの状況がおわかりだったら教えていただきたいと思っておりますけれど。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃら

れますとおり、多重債務に関する相談は大変減ってきておりまして、県の消費生活センターで受けております多重債務の件数は303件、県内の9機関で受けている合計で3,504件という数字が出ておりまして、平成22年度をピークに年々減ってきております。

理由としましては、平成22年6月に改正貸金業法が完全施行されたことと、過払い金等の返還請求が一段落したことが上げられております。

○来住委員 最後にもう一つ。これは人権同和对策課のところ、47ページにえせ同和行為に関するアンケート調査というのが出されておりました、平成26年度は調査された事業所が1,239件、そして被害の事業所が25となっているんですけれど。

僕の認識では、いわゆるえせ同和を語って被害を受けるというのは、今もあるのかなと思うんですよ。実際、同和なのか、それとも単なる、いわゆる暴力団絡みの被害に遭ったのか、そこはもう少し明確にしておったほうがいいんじゃないかと僕は思ったんですから。現にもう今、同和の被差別部落なんていうのが現実に厳然として残ってるというのは、もう事実上、僕はないんじゃないかと思うんですけれども。都城に至っても、もともとそういう被差別部落がありましたけれども、今はもう全く混住してて、全然そんなことを問題にする人もいなくなりましたが、当然だと思っているんですけれど。

このアンケートに関するところで、実際にえせ同和行為として受けたという、その辺の内容について御報告をお願いしたいと思うんですけれど。

○吉田人権同和对策課長 確かに委員がおっしゃるように、最近の調査の中では、えせ同和行為という定義そのものがわかりにくくなって

きているところがあるのかなという気はしております。一応、えせ同和行為に関してということで調査をお願いしているんですけれども、その中で具体的には同和問題の認識を問うてきたというものも、もちろん回答としてはございませすし、また、執拗に勧誘してきたとかいう形で……。具体的なところまでは、回答のアンケートの中では踏み込めない、わからない部分もございませす。ただ、えせ同和行為に関して調査をさせていただきますということで、アンケートはお断りして回答をお願いしておりますので、その数値を上げさせていただいているところがございます。

○来住委員 せっかく調査されるんだったら、もう少し、そこは正確にされたほうがいいのじゃないかなと僕は思うんですよ。えせ同和行為と一般的な強迫だとかそういうのとは——ここにえせ同和と出るものですから、もちろんこれは国の事業でされておりますから、多分国が、100%そうですね。ですから、そこは明確にされたほうがいいのじゃないかなって僕は思うんですから、その辺どうなんでしょうか。

○吉田人権同和对策課長 その点につきましては、えせ同和行為のアンケートの中で、もうちょっと同じような認識を持っていただけるような形で工夫はしてまいりたいと考えております。

○来住委員 主査、御相談ですけれど、各事業所、約1,200ぐらいの事業所から回答を得てきたと思うんですけれど、多分、もっとたくさん事業所にも出されたのかと思うんですが。ことしもされてるのかと思いますが、そのアンケートの用紙があれば、ぜひ見せてほしいと思うんですが、資料として提出していただければありがたいと思うんですけれど。これ、主査にお願

いしたいです。

○清山主査 アンケートの用紙ですか。

○来住委員 用紙ですね、いわゆる。どういうことを問うていらっしゃるのか、内容を知りたいと思います。

○吉田人権同和対策課長 このえせ同和行為に関するアンケートにつきましては、3,000事業所に毎年調査をしまして、ことしでいいますと、ことしの1月に昨年1年間の分、1月から12月の分についての状況をお伺いしております。その中から回答をいただいたのが1,239事業所ということでございまして、その際に同和問題を口実に受けた不当な要求、不当な行為、えせ同和行為、これについてお答えください、お尋ねしますということで、最初に御説明はしているところでございます。この様式そのものはアンケートでお送りしておりますので、提供することは可能でございます。

○清山主査 今、資料要求がございましたけれども、各委員にお諮りいたしますが、各委員のもとに、このアンケート用紙について執行部より提供いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 用意でき次第、個別で構いませんから、この分科会が終わった後、それぞれ各委員のほうにお願いいたします。

ほかございますか。

○村上生活・協働・男女参画課長 先ほどの満行委員の御質問にお答えいたします。

この男女共同参画推進地域リーダー養成の基礎編の受講者23名中7名が男性で約3割となっております。

○満行委員 今の件で、この推進地域リーダー養成の募集は、男性と女性は別にこだわってい

らっしゃらないということと、どういう方々を対象として、このリーダーの養成を考えていらっしゃるのか、2つお願いします。

○村上生活・協働・男女参画課長 募集は一般公募でお声かけしたり、市町村の男女共同参画担当の窓口を通して、いろいろ活動されてる方たちにお声かけをしていただいたりと幅広く募集はしておりますが、結果的に男性が3割ぐらいになっております。

どういう方たちをといいますのは、実際に地域で地域づくりをされてるNPOの方たちが男女共同参画の視点、男性、女性にかかわらずという視点を入れてもらうためもありますし、あるいは町村の議員であられたり、あるいは町村で男女共同参画審議会の委員になっていらっしゃる方が手を挙げられたり、もしくは、もう退職したので何か社会貢献をしたいということで、ちょっと勉強させてもらいたいという方もいらっしゃいますし、民間企業の方で仕事上、男女共同参画の視点を学びたいということで来られる、いろんな方がおられます。

○満行委員 済みません、最後にしますけれど、このリーダーになったからといって、特別な使命というものはないと、個人の資質に資する目的で、この養成事業に手を挙げられるということですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 特にこれをやってくださいと、お金を払って何かやらせようというようなものではなくて、皆様が日々生活されている近くから、意識づけをしていただければ結構ですという言い方をしております。

○吉田人権同和対策課長 先ほど来住委員のほうからお話のありました被差別部落の関係でございまして、日本の社会の歴史的な経緯の中で形成されてきたいわゆる被差別部落につ

いては、形態としては、なくなったという形ではございませんで、指定地区については、法に伴いましてなくなっておりますけれども、環境改善ですとか差別意識の解消ということに向けて取り組んでまいりまして、これからも、そういった意味で差別意識の解消に向けて取り組んでいくことが大事であろうかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○新見委員 報告書の36ページ、生活・協働・男女参画課。この実績の表の下2つに消費生活啓発員と消費生活相談員のことが書いてありますが、上のほうの消費生活啓発員のところに消費生活センター分の掲載がないということは、消費生活センターの職員は皆、この消費生活啓発員に当たるのかなと思うんですけれど。

○村上生活・協働・男女参画課長 この消費生活啓発員設置で計上しております啓発員は非常勤の方のみでありまして、職員は計上していません。

○新見委員 ということは、この下のほうの消費生活相談員も、今おっしゃった立場の方々ということですね。了解しました。

それと、43ページ、文化文教課ですけど、先ほど説明があったのを聞き漏らしたのかも申しませんが、施策の進捗状況の、日ごろから文化に親しむ県民の割合はどうはじき出すのか、教えてください。

○神菊文化文教課長 この数字につきましては、まず、宮崎県総合計画の中にゆたかさ創造プログラムがございまして、その中の将来世代育成プログラム重点指標として50%ということが定められております。それをどう把握するのかということですが、毎年やっております県民意識調査結果がございまして、これは、20歳以上の方で、市町村の協力を得まして住民基本

台帳から拾った3,500人の方に調査をお願いしております、そのうち46%程度の方1,631人が回答いただいて、日ごろから文化に親しむ割合として47.3%が日ごろから親しんでいらっしゃるということでございます。

なお、日ごろから文化に親しむ県民の割合の、この文化の定義でございますが、いわゆる芸術文化に限らず、絵画であるとか音楽であるとかということではなく、それ以外の例えば囲碁、将棋でありますとか、短歌とか書道とか手芸といった生活文化といったものも含めた数字で上げられているところでございます。

○新見委員 よくわかりました。ありがとうございます。

最後に、48ページの情報政策課。マイナンバー制度のシステム整備費ということで1,200万円上がっておりますが、これは具体的にはパッケージの金額なのか、そこら辺を教えてください。

○青出木情報政策課長 これは団体内統合宛名システムということで、本県で使うためのシステムの基本設計の部分でございました。私どもの県内の各システムに合わせて、どのようなシステムをつくれればいいのかという設計をやってまいりましたので、パッケージの購入ではなくて、設計をやった経費でございます。

○新見委員 わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員 説明資料の34ページの情報政策課です。企画総務費の一番下、負担金・補助及び交付金、ここを詳しく中身を教えてください。内訳です。

○青出木情報政策課長 負担金・補助及び交付金のところでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、公的個人認証サービスというサービスがございましてけれども、これに

関しまして、地方公共団体情報システム機構に交付金を出すことになっておるんですけれども、実績の額に応じまして交付金の額が決まりまして、その額が確定した関係で、もともと概算で向こうから示されてるものに応じて組んでいるんですけれども、それが確定したことで今回のような執行残が出たということでございます。

○坂口委員 そうじゃなくて、これがどこにどういった形で出されているのかというのを、この負担金・補助及び交付金というのが、負担金が幾らどこに、補助金が幾らどこに、交付金が幾らどこにという内訳を。

○青出木情報政策課長 まず、負担金でございますけれども、ただいま申し上げました地方公共団体情報システム機構への負担金が5,376万6,237円、それから公的個人認証サービス共通基盤事業運用会議への負担金が446万5,000円となっております。また、九州テレコム振興センターという団体への負担金が8万円、そして宮崎県市町村IT推進連絡協議会、これは宮崎情報ハイウェイ21等の利活用を図るために県と市町村で組んでる団体でございますけれども、こちらへの負担金が1億5,208万6,526円となっております。

それから、*補助金でございますが、先ほどの携帯電話のエリア整備事業に関する補助金が2,354万4,000円でございます。この分が補助金ということで大きくなっております。

○清山主査 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 ないようでしたら、以上をもちまして、第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時37分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了いたしました。総合政策部の決算全般について、何か質疑はございませんか。

○青出木情報政策課長 情報政策課でございます。

恐れ入ります、先ほど坂口委員からの負担金・補助及び交付金の御質問に関しまして、私が情報政策課全体の負担金・補助及び交付金の状況を御説明してしまいました。御質問がありました34ページの負担金・補助及び交付金の内容には、先ほど申し上げました携帯電話の補助金は入っておりませんで、最初のほうで説明いたしました公的個人認証等に係る負担金等が全てでございます。その金額の合計で、この金額になっているところでございます。

○坂口委員 補助金が、ここに出てくることになりますか。

○青出木情報政策課長 この目に関しましては補助金はございません。負担金のみでございます。大変失礼いたしました。

○奥野統計調査課長 午前中の説明の中で、私、統計調査課の不用額につきましては経費削減によるものと御説明したわけなんですけれども、少しお時間をいただきまして補足をさせていただきたいと思っております。

2点あるんですけれども、まず、統計調査課のいわば特殊性といたしまししょうか、そういったものにつきまして、御説明させていただこうと思っております。

統計調査課の予算でございますけれども、統計調査課の場合には、総務省を初めといたしまして文部科学省や厚生労働省など、さまざまな

※このページ右段に発言訂正あり

省庁からの調査を受託して実施しております。この場合に、県費、一財はほとんど使っておりません。

この国からの予算でございますけれども、例えば総務省にしましても、1つではなくて複数の調査を受けることがあるんですが、予算はあくまでも、同じ総務省でも各調査ごとに予算が決められているわけでございます。そうした場合に、確かに私ども統計調査課としましては、事務費について少しでも経費削減ということで努力はしているわけなんですけれども、各調査ごとの流用といったものは全く認められていないわけなんです。ましてや、省庁ごとの流用も認められてないと。そのようなこともございまして、1つの調査だけで見ると、それほど大きな額ではない経費削減であっても、統計調査課全体として見た場合には、かなり大きな額になってくるという特殊事情がございます。ですから、これはあくまでも統計調査課、国の10分の10の調査ということで、ほかの課との経費節減とは若干相入れないものがあるのかなと思っております。

次に、2点目なんですけれども、先ほど経費節減ということだけで説明してしまいましたけれども、実はもう一点要因がございまして、昨年行われました農林業センサスという調査がございます。これは年度終盤の2月の1日現在で実施されたものでございます。年度終盤ということもございましたので、2月補正の作業にはなかなか間に合いませんので、所要額を認めることがなかなか難しかったということもございました。その結果としまして、予算上の数字と決算額、そこに多少の乖離が生じまして、不用額が多く生じたという事情がございます。

以上、課の予算の特殊性等につきまして、不

用額がなぜこんなに多くなったのかをあわせて御説明いたしました。

○清山主査 ありがとうございます。それでは、ほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 ないようですので、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時45分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成26年度決算について執行部の説明を求めます。

○舟田会計管理者 会計管理局の平成26年度の決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料をお開きください。

(款) 総務費の欄をごらんいただきたいと存じます。予算額4億7,064万4,000円に対しまして、支出済額が4億6,508万8,403円であります。この結果、不用額は555万5,597円となり、執行率は98.8%となっております。

次に、目の執行残100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

(目) 会計管理費をごらんいただきますと、不用額が502万7,741円となっております。そのうち主なものは、役務費で、不用額が232万3,420円であります。これは主に、収入証紙の売りさばき人へ支払う売りさばき手数料が、見込みを下回ったことによる執行残でございます。

また、委託料につきましては、201万1,886円の不用額となっております。これは、財務会計システムにふぐあい等が生じた場合、プログラ

ム改修が必要となりますが、その執行残が主なものでございます。

なお、目で執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○清山主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 使用料及び賃借料が5,800万円余、これは機器のリース代がほとんどと見てもよろしいのでしょうか。

○井上会計課長 おっしゃるとおり、ほとんどが財務会計システムのリース料になっております。

○清山主査 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時49分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

平成26年度決算について執行部の説明を求めます。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成26年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付いたしております決算特別委員会資料の表の合計の欄をお願いいたします。

平成26年度の予算額は1億3,699万5,000円、支出済額が1億3,600万7,950円、この結果、不用額が98万7,050円、執行率が99.3%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書の掲載、あるいは決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清山主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成26年度決算について執行部の説明を求めます。

○小八重監査事務局長 監査事務局の平成26年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料をごらんください。

監査事務局の予算執行状況につきましては、(款)総務費の欄をごらんください。予算額は2億717万3,000円、支出済額が2億475万1,189円、不用額は242万1,811円、執行率は98.8%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はございませんので、執行残が100万円以上の目について御説明

いたします。

2ページをごらんください。

(目)事務局費の不用額が173万9,734円となっております。その主なものは職員手当等の不用額92万9,164円ですが、これは時間外勤務手当等の執行残であります。

主要施策の成果報告及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○清山主査 以上で執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時57分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

平成26年度決算について、執行部の説明を求めます。

○日隈議会事務局長 平成26年度の議会事務局の決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料1ページをお開きください。

(款)議会費でございます。予算額10億8,184万5,000円に対しまして、支出済額は10億7,322万1,718円、不用額862万3,282円でありまして、執行率は99.2%となっております。

次に、目における予算の不用額でございますけれども、100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、(目)議会費でございます。不用額390

万2,763円、執行率99.5%であります。

不用額の主なものといたしましては、旅費の不用額287万5,291円ですが、これは、議会の会期日程の確定に伴います応招旅費等の執行残であります。

2ページをお開きください。

続きまして、(目)事務局費であります。不用額472万519円、執行率98.6%であります。

不用額の主なものといたしましては、需用費の不用額116万5,934円ですが、これは、本会議の会期日程の確定に伴います会議録印刷経費、あるいはコピー代など事務費等の執行残であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算審査意見書、さらに監査における指摘事項等については、議会事務局は該当ございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清山主査 以上で説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時3分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて、何か御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 次に、採決についてでございますが、あす10月6日の13時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

平成27年10月 5 日(月)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後 2 時 3 分散会

平成27年10月6日(火曜日)

午後1時28分再開

出席委員(7人)

主	査	清	山	知	憲
副	主	査	島	田	俊
委	員	坂	口	博	美
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	満	行	潤	一
委	員	新	見	昌	安
委	員	来	住	一	人

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
総務課主任主事	日高真吾

○清山主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含めて何か御意見があればお願いいたします。認定という御意見もありましたが、何か決算の中身についての御意見も含め、ございましたらお願いいたします。

○丸山委員 成果報告書で、何を補助しましたで終わっていて、本当に成果が出ていないような気がするものですから、初年度だからわかりづらいものもあるかもしれませんが、成果報告書じゃないような気がするものですから、その辺を少し工夫をしていただけることができるのであれば、お願いしたいなと思っております。

○坂口委員 予算に対しての成果だから、それをここで。今言いはるのは効果よね。予算をやっ

て、その成果はこうですと、その成果に対しての事業効果とあるけれども、決算ではそこまでは聞かれんしね。あくまでも、この予算を組みました、そのうち執行した成果はこうですと、事業をやりましたとなってしまうんで。

○清山主査 執行の取り組みですよ。

○坂口委員 その成果、今度は効果となると、また決算と別だよな。

○清山主査 ものによって、日ごろから文化に親しむ県民の割合を報告されていたり、そういう目標とするものを行っているところでもあります。

○坂口委員 目標値を設定してやるやつよね。

○清山主査 施策の実績内容と施策の成果というのを分けて報告がありますね。こっちの成果のほうでは、そうした目標達成というか、政策目標について、記載はされてますけれども、どちらかというと、内容はまだまだ不十分なところも見受けられる気がしました。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○清山主査 再開いたします。

それでは、ほかにないようですので、これより採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 異議なしということで、採決に移らせていただきます。

それでは、議案第23号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、挙手により採決を行います。

議案第23号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○清山主査 挙手多数。よって、議案第23号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の項目及び内容について、何か御意見があればお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時38分再開

○清山主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、御意見を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、そのようにいたします。

その他で、最後、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山主査 それでは、以上で分科会を終了いたします。

午後1時39分閉会